

ご契約のしおり・約款



生存給付金付養老保険(通貨指定型)

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。



第一フロンティア生命



第一生命グループ

もくじ

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要な事項、諸手続き、税務の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

目的別もくじ 3

主な保険用語のご説明 5

お知らせとお願い 7

生命保険募集人	7
クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）	7
元本欠損が生じる場合	8
保険金額などの削減	8
生命保険契約者保護機構	8
当社の組織形態	10
ご契約お申込みのお手続きの際の留意点	10
本人特定事項などの確認	10
現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ	10
支払査定時照会制度	11
プライバシーポリシー（個人情報保護方針）	12

商品のしくみ 13

生存給付金付養老保険（通貨指定型）の特徴	13
積立利率	15
市場価格調整	17
為替リスク	19
保険料円貨入金特約	20
保険料外貨入金特約	20
生存給付金等の円貨支払特約	21
円貨支払特約	21

満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金のお支払い 22

満期保険金のお支払い	22
死亡保険金のお支払い	22
生存給付金のお支払い	22
遺族年金のお支払い	23
満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金をお支払いできない場合	23

ご契約に際して 25

告知	25
ご契約内容などの確認	25
ご契約の成立と保障の責任開始期	25

ご契約後について26

解約と解約返還金	26
基本保険金額の減額	28
被保険者による保険契約者への解約の請求	28
死亡保険金受取人によるご契約の存続	28
遺族年金の一括払	29
保険契約者、満期保険金受取人および死亡保険金受取人などの変更	30
住所などの変更・保険証券の再発行のお手続き	31
満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金のご請求方法	32
満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金のお支払期限	32
死亡保険金のご請求手続きの流れ	33
満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の請求訴訟	34
生命保険と税金	34

お客さまにご負担いただく諸費用37

お客さまにご負担いただく諸費用	37
-----------------------	----

約款・特約条項

「ご契約のしおり」とあわせてご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

約款 39

生存給付金付養老保険（通貨指定型）	39
-------------------------	----

特約条項 56

保険料円貨入金特約	56
保険料外貨入金特約	57
生存給付金等の円貨支払特約	58
円貨支払特約	60

説明事項ご確認のお願い 裏表紙

目的別もくじ

ご契約にあたって

保険用語の意味がわからない

主な保険用語のご説明

5ページ

申込みを撤回したい

クーリング・オフ制度
(お申込みの撤回など)

7ページ

申込みの手続きについて知りたい

ご契約お申込みの
お手続きの際の留意点

10 ページ

いつから保障が開始されるのか知りたい

ご契約の成立と保障の
責任開始期

25 ページ

商品のしくみ

商品のしくみについて知りたい

商品のしくみ

13 ページ

満期保険金、死亡保険金、生存給付金
および遺族年金のお支払い保障内容について
知りたい満期保険金のお支払い
死亡保険金のお支払い
生存給付金のお支払い
遺族年金のお支払い

22 ページ

23 ページ

死亡保険金などが
受け取れない場合に
ついて知りたい満期保険金、死亡保険金、
生存給付金および遺族年金
をお支払いできない場合

23 ページ

死亡保険金などの
請求の流れについて
知りたい満期保険金、死亡保険金、
生存給付金または
遺族年金のご請求方法

32 ページ

死亡保険金のご請求
手続きの流れ

33 ページ

ご契約後のお取扱い

保険を解約したい

解約と解約返還金

26 ページ

満期保険金受取人または
死亡保険金受取人を
変更したい保険契約者、満期保険金
受取人および死亡保険金
受取人などの変更

30 ページ

住所や名前が変わった

住所などの変更・保険
証券の再発行のお手続き

31 ページ

税金について知りたい

生命保険と税金

34 ページ

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

㊦ 遺族年金

被保険者が保険期間中の最後の生存給付金等支払日前に死亡したときに支払われるお金のことで、死亡日後の毎年の生存給付金等支払日に支払われます。

遺族年金受取人

遺族年金を受け取る人のことで、死亡保険金受取人と同一とします。

一時払保険料充当金

ご契約のお申込みの際にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。

㊧ 円貨払込金額

「保険料円貨入金特約」を付加した場合において、円貨によりお払い込みいただくお金のことで、当社所定の為替レートで換算し、指定通貨建の一時払保険料に充当されます。

㊨ 外貨払込金額

「保険料外貨入金特約」を付加した場合において、指定通貨と異なる外貨によりお払い込みいただくお金のことで、当社所定の為替レートで換算し、指定通貨建の一時払保険料に充当されます。

解約返還金

ご契約を解約または減額した場合に、保険契約者にお支払いするお金のことです。

㊩ 基本給付金額

満期保険金などを支払う場合に基準となる金額のことで、契約日に定めます。ただし、基本保険金額の減額が行われたときは、減額後の基本保険金額に基づき、基本給付金額を改めます。

基本保険金額

基本給付金額の計算にあたり基準となる金額のことで、一時払保険料と同額となります。ただし、基本保険金額の減額が行われたときは、減額後の金額となります。

㊪ 契約応当日

保険期間中に迎える毎月または毎年の契約日に対応する日のことで、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。

契約年齢

契約日における被保険者の年齢のことで、この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

契約日

契約年齢・積立利率保証期間などを定める基準となる日のことです。この保険では当社の責任が開始される日となります。

㊫ 告知

ご契約のお申込みの際に、保険契約者と被保険者に職業などの当社がおたずねする重要なことがらについてありのままに報告していただくことです。この保険では告知は不要です。

㊬ 市場価格調整

解約、減額または遺族年金の一括払などの際に市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額または遺族年金の一括払時の支払額に反映させるための手法のことで、(この手法により、契約日と比して市場金利が上昇した場合は解約返還金額または遺族年金の一括払時の支払額が減少し、逆に低下した場合は増加する傾向にあります。)

指定通貨

ご契約のお申込みの際に1つご指定いただく通貨のことで、米ドル、豪ドルからご指定いただけます。この保険の金銭の授受はすべて指定通貨で行います。なお、各種特約を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。

死亡保険金

被保険者が死亡したときに支払われるお金のことです。

死亡保険金受取人

死亡保険金を受け取る人のことで、遺族年金受取人と同一とします。

主契約

保険契約のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことで、

㊭ 生存給付金

被保険者が毎年の生存給付金等支払日が到来した時に生存しているときに支払われるお金のことです。

生存給付金受取人

生存給付金を受け取る人のことで、満期保険金受取人と同一とします。

生存給付金等支払日

生存給付金の支払事由が生じる日および遺族年金の支払日のことで、第1回の生存給付金等支払日は契約日とし、第2回以後は保険期間中の毎年の契約応当日とします。

責任開始期

当社がご契約上の保障を開始する時期のことです。

④ 対顧客電信売相場（TTS）

お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

対顧客電信買相場（TTB）

お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

対顧客電信売買相場仲値（TTM）

対顧客電信売相場（TTS）と対顧客電信買相場（TTB）の中間の値です。

⑤ 積立金

死亡保険金の支払事由の発生前において、将来の満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金を支払うために積み立てたお金のことで、「満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金額」および「生存給付金および遺族年金の支払のための積立金額」の合計額となります。積立金額は、積立利率を適用し経過年月日数に応じて当社の定める方法により計算します。

積立利率

積立利率保証期間ごとに、各通貨の金利スワップレート（固定受け）を用いて計算した利回りを指標金利として定めた利率のことで、毎月2回（1日と16日）設定します。

積立利率保証期間

同一の積立利率を適用する期間のことで、保険期間と同一となります。

⑥ 特約

主契約と異なる特別なお約束をする目的や主契約の保障内容を充実させるために、主契約に付加するものです。特約のみでは、契約できません。

⑦ 被保険者

保険がかけられている人のことで、その人の生死などが保険の対象となります。

⑧ 保険期間

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことです。

保険契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容の変更の請求権など）および義務（保険料支払義務など）を持つ人のことです。

保険契約の型

保険契約の締結の際にご指定いただく型のことです。この保険は、毎年の生存給付金額および遺族年金額が同額である定額型となります。

保険証券

保険契約の締結の際に交付する重要書類で、基本保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。

保険料

保険契約者からお払い込みいただくお金のことです。

⑨ 満期保険金

被保険者が保険期間満了時に生存しているときに支払われるお金のことです。

満期保険金受取人

満期保険金を受け取る人のことで、生存給付金受取人と同一とします。

⑩ 免責事由

支払事由に該当しても、死亡保険金または遺族年金をお支払いできない場合のことです。

⑪ 約款

ご契約の締結から消滅までの契約内容を記載したものです。

お知らせとお願い

生命保険募集人

1 保険契約の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

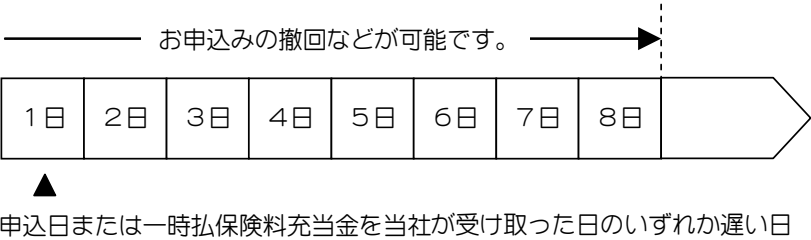
2 生命保険募集人の権限

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要となります。

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）

お申込者または保険契約者（以下「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、当社あての書面での郵便によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。

■イメージ図



1 お申出方法および返金する金額

- お申出先
お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便（はがき、封書（※1））により下記住所あてお申し出ください。
※1 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

〒141-8712
日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

●記入事項

書面には、以下をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	○, ○○○, ○○○ （米ドル・豪ドル・円）
ご本人名義の返金口座（※2）	○○銀行 ○○支店 預金種類 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

※2 外貨でお受取りになる際には外貨預金口座をご記入ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご記入された場合、円貨に両替される場合があります。

●返金する金額

お払い込みいただいた金額を、お払い込みいただいた通貨でお申込者などに全額お返しいたします。



- ・お申込者などが当社特約を用いずに募集代理店で円貨などを指定通貨に両替してお払い込みいただいた場合、指定通貨でお返しいたします。
- ・外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。
- ・既に生存給付金受取人に生存給付金をお支払いしている場合は、そのお支払いした額を当社へ全額返還いただきます。また、既にお申込者などに生存給付金をお支払いしている場合は、一時払保険料からお支払いした額を差し引いてお申込者などにお返しいたします。

② その他

- 当社は、お申込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回などの書面の発信時に死亡保険金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込みの撤回などの書面の発信時に、お申込者などが死亡保険金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

元本欠損が生じる場合

- この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額、遺族年金の一括払時の支払額に反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約を解約・減額する場合や、遺族年金の一括払を行う場合に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金とお支払いした生存給付金の合計額や、お支払いした生存給付金、死亡保険金および遺族年金と遺族年金の一括払時の支払金の合計額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
 - この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した「解約返還金とお支払いした生存給付金の合計額」、「お支払いした生存給付金および満期保険金の合計額」などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- * 市場価格調整、解約控除、為替リスクについてはそれぞれP17、37、19をご参照ください。

保険金額などの削減

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。

保険業法に基づき設立された「生命保険契約者保護機構」に当社は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

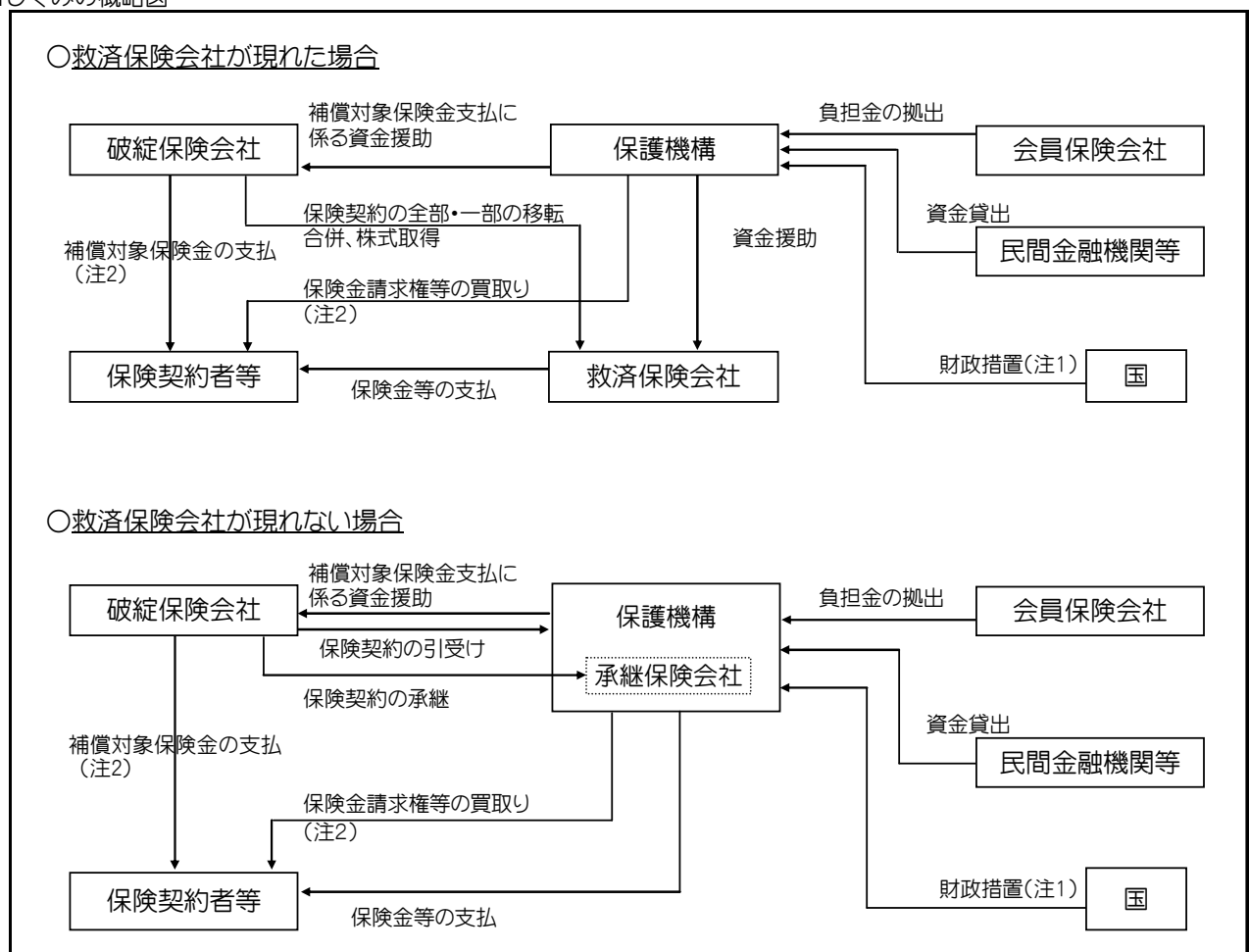
生命保険契約者保護機構

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

- ※ 1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）
- ※ 2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
 $\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。
- ※ 3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- ※ 4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図



（注1）上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

当社の組織形態

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

ご契約お申込みのお手続きの際の留意点

ご契約お申込みのお手続きに際してご留意いただきたいことがらはずつぎのとおりです。

① お申込み

- お申込内容を十分お確かめのうえ、保険契約者ご自身(被保険者欄は被保険者ご自身)でお手続きください。

② 保険料などのお払込み

- 一時払保険料に充当する金額などは、当社の指定した口座に送金することにより、お払い込みください。

③ お申込内容の確認

- ご契約をお引き受けしますと、当社は「保険証券」などをお送りします。お申込みの際の内容と相違していないかどうか、必ずお確かめください。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すぐにお客さまサービスセンターにご連絡ください。
- 「保険証券」は、契約上の諸手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。

本人特定事項などの確認

当社では、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづき、保険契約締結などの際、お客さまの本人特定事項(氏名、住所、生年月日など)、取引を行う目的、職業または事業の内容などの確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関などがテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項などを変更されたときは、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ

ご契約中の保険契約について解約、減額などの契約内容変更をするときには、一般的につぎのような場合、保険契約者にとって不利益となることがあります。

- ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約したときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した保険契約等に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「会員会社一覧」をご参照ください。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

当社では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

1 個人情報の利用目的

個人情報は、以下に記載する利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。なお、これらの利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を取得する場合に明示いたします。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、年金・保険金・給付金等のお支払い
- (2) 当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

2 取得・保有する個人情報の種類

取得・保有する個人情報は、氏名、住所、生年月日、性別、職業、健康状態等、前項の利用目的を達成するために必要な個人情報です。

3 個人情報取得の方法

個人情報を取得するにあたっては、個人情報保護法、保険業法、保険契約約款、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4 個人情報の提供

当社では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 保険契約および特約の内容を一般社団法人生命保険協会に登録する等、個人情報保護法に基づき共同利用する場合
- (4) 業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
- (5) その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合

5 個人情報の保護管理

個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう努め、個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置および技術的安全管理措置を講じ、適宜見直します。また、当社では「経営会議」にて、情報の適正な管理の推進をはかり、個人情報の保護に向けた取組みを行っています。

6 個人情報の開示・訂正等のご請求

個人情報について開示・訂正等のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7 個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の開示・訂正を含め、下記窓口までお問い合わせください。

第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター
〒141-0032 東京都品川区大崎 2-11-1 大崎ウィズタワー
フリーダイヤル 0120-876-126
営業時間 9:00~17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

商品のしくみ

生存給付金付養老保険（通貨指定型）の特徴

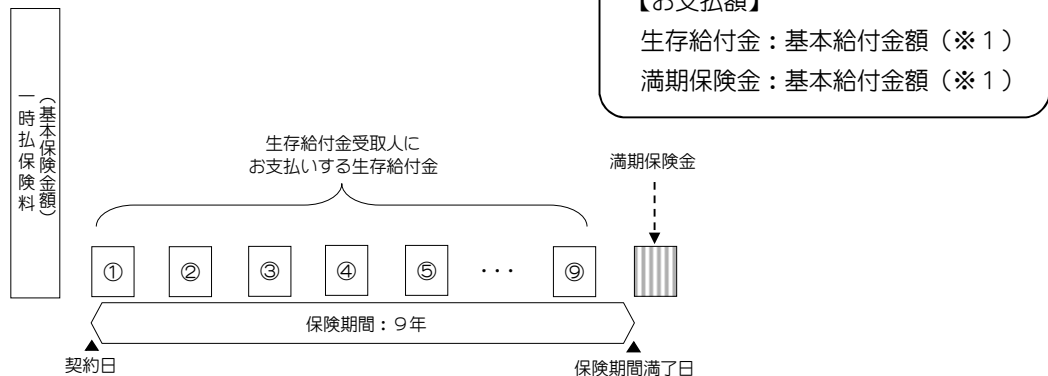
この保険は、通貨および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率などにに基づき、契約日に生存給付金額などを定め、所定の生存給付金などを支払うしくみの保険料一時払方式の外貨建の定額養老保険です。



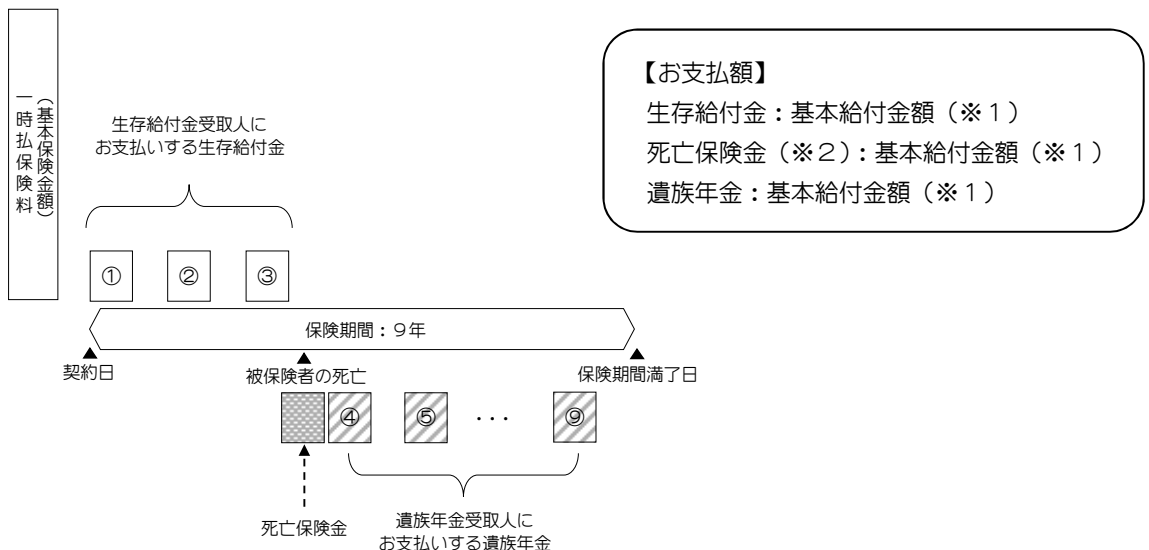
・この保険は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

■商品のイメージ図（保険期間が9年の場合）

【保険期間満了時に被保険者が生存している場合】



【保険期間中に被保険者が死亡した場合】



※1 基本給付金額とは、満期保険金などを支払う場合に基準となる金額のことで、契約日に定めます。

※2 契約日から2年以内の死亡保険金額は、基本給付金額を下回ります。

1 契約日から生存給付金のお支払いを開始する定額養老保険です

●生存給付金等支払日（※3）に被保険者が生存している場合、生存給付金をお支払いします。また、保険期間満了時に被保険者が生存している場合には、満期保険金をお支払いします。

※3 第1回の生存給付金等支払日は「契約日」とし、第2回以後は「保険期間中の毎年の契約応当日」とします。

●保険期間中に被保険者が死亡した場合、死亡保険金をお支払いし、以後、毎年の生存給付金等支払日に遺族年金をお支払いします。

* 被保険者が死亡した日の直後に到来する生存給付金等支払日から遺族年金をお支払いします。したがって、保険期間中の最後の生存給付金等支払日以後に被保険者が死亡した場合には、遺族年金のお支払いはありません。

●ご契約のお申込みの際に、保険期間を選択いただきます。選択いただける保険期間は、4年、6年、9年、14年、19年、24年または29年です。（※4）

※4 選択いただける保険期間は募集代理店によって異なる場合があります。

●通貨の種類は、米ドル、豪ドルで、ご契約のお申込みの際に、1つご指定いただきます。

●この保険の保険料のお払込みや生存給付金のお支払いなど、ご契約にかかわる金銭の授受はすべて指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）で行います。（※5）

※5 「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「生存給付金等の円貨支払特約」または「円貨支払特約」を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。【P20～P21 をご参照ください】

また、生存給付金などを外貨でお受取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまにご用意いただく必要があります。なお、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。



- ・お支払いした外貨建の生存給付金および満期保険金の合計額などは外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。ただし、為替相場の変動による影響があることから、お支払時の為替レートで円貨に換算したこれらの合計額は、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

② 積立利率について

- 積立利率は、積立利率保証期間ごとに、各通貨に応じたつぎの利回りを指標金利として、毎月2回（1日と16日）設定されます。

積立利率保証期間	指標金利（※6）
4年または6年	3年金利スワップレート（固定受け）
9年	5年金利スワップレート（固定受け）
14年	5年金利スワップレート（固定受け）と10年金利スワップレート（固定受け）の平均値
19年または24年	10年金利スワップレート（固定受け）
29年	10年金利スワップレート（固定受け）と15年金利スワップレート（固定受け）の平均値

※6 通貨の種類が米ドルの場合は米ドル金利スワップレート（固定受け）、豪ドルの場合は豪ドル金利スワップレート（固定受け）となります。

- 積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいい、保険期間と同一となります。



- ・お申込みから契約日までの間に積立利率が変更された場合、契約日における積立利率が適用され、基本給付金額が変更されますので、ご注意ください。

③ 積立金と積立金額について

- 積立金とは、死亡保険金の支払事由の発生前において、将来の満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金のお支払いに充てるために積み立てたお金のことをいい、「満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金額」および「生存給付金および遺族年金の支払のための積立金額」の合計額となります。積立金額は、積立利率を適用し経過年月日数に応じて当社の定める方法により計算します。

④ 満期保険金額、死亡保険金額、生存給付金額および遺族年金額について

- この保険の保険契約の型は定額型です。満期保険金額、死亡保険金額（※7）、生存給付金額および遺族年金額は、基本給付金額と同額です。
※7 契約日から2年以内の死亡保険金額は、基本給付金額を下回ります。詳細はP22 をご参照ください。
- 基本給付金額は、基本保険金額および契約日における積立利率などに基づき、契約日に定めます。

⑤ 解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回ることがあります



- ・この保険では、死亡保険金の支払事由の発生前にはご契約の解約・減額、死亡保険金の支払事由の発生以後は遺族年金の一括払をすることができます。
- ・市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額や遺族年金の一括払時の支払額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、解約・減額する場合や遺族年金の一括払を行う場合に解約控除がかかることなどの理由により、「解約返還金とお支払いした生存給付金の合計額」や「お支払いした生存給付金、死亡保険金および遺族年金と遺族年金の一括払時の支払金の合計額」などが、一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ・この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した「解約返還金とお支払いした生存給付金の合計額」や「お支払いした生存給付金および満期保険金の合計額」などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

* 市場価格調整、解約控除、為替リスクについてはそれぞれP17、37、19 をご参照ください。

⑥ その他

- この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。
- この保険には、契約者貸付制度はありません。

積立利率

- 積立利率は、積立利率保証期間ごとに、各通貨に応じたつぎの利回りを指標金利とし、当社が積立利率を設定する日の3営業日前の日における直前3日（当社が指標金利を取得する3日に限ります。）の指標金利の平均値に最大 1.5%（※1）を加えた率を上限とし、最大 1.0%（※1）を減じた率を下限とする範囲内で当社が定めた率から、ご契約の締結・維持などに必要な費用の率（＝保険契約関係費率）を差し引いた利率となります。

積立利率保証期間	指標金利（※2）
4年または6年	3年金利スワップレート（固定受け）
9年	5年金利スワップレート（固定受け）
14年	5年金利スワップレート（固定受け）と10年金利スワップレート（固定受け）の平均値
19年または24年	10年金利スワップレート（固定受け）
29年	10年金利スワップレート（固定受け）と15年金利スワップレート（固定受け）の平均値

$$\text{積立利率} = \text{指標金利の当社所定の期間における平均値} + (-1.0\% \sim +1.5\%) - \text{保険契約関係費率}$$

※1 指標金利と実際の運用資産との金利差および積立利率の計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して、上限を「+1.5%」、下限を「-1.0%」としています。

※2 通貨の種類が米ドルの場合は米ドル金利スワップレート（固定受け）、豪ドルの場合は豪ドル金利スワップレート（固定受け）となります。

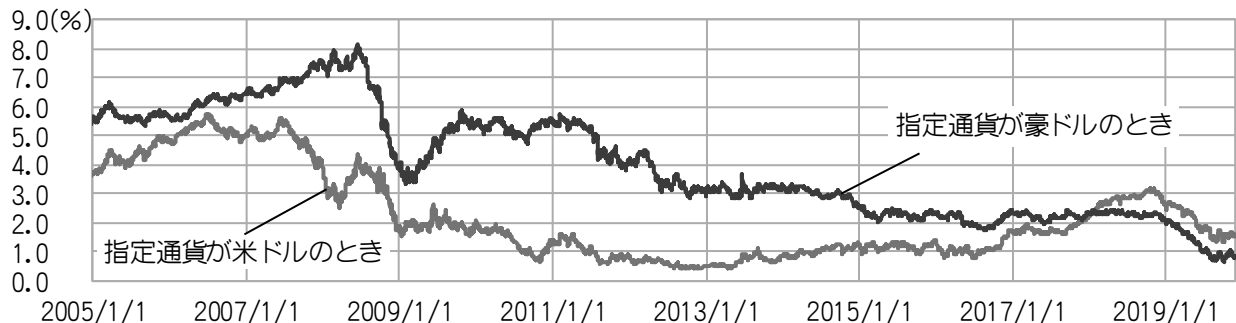
● 積立利率は、当社ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

● 当社は、上記の金利スワップレート（固定受け）が算出されなくなったときや長期間にわたってこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化によって上記の金利スワップレート（固定受け）を用いて計算した利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、当社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に通知します。

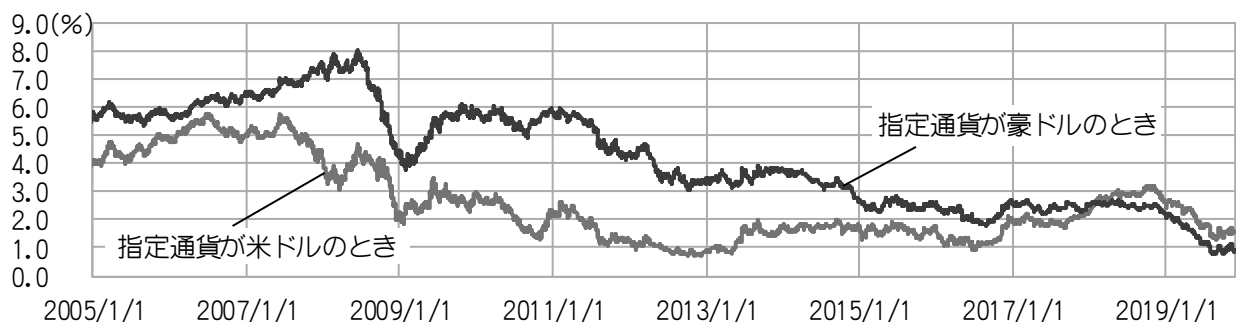
【参考】

■ 過去の指標金利の推移（2005/1/1～2019/11/30 Bloomberg データより当社が作成）

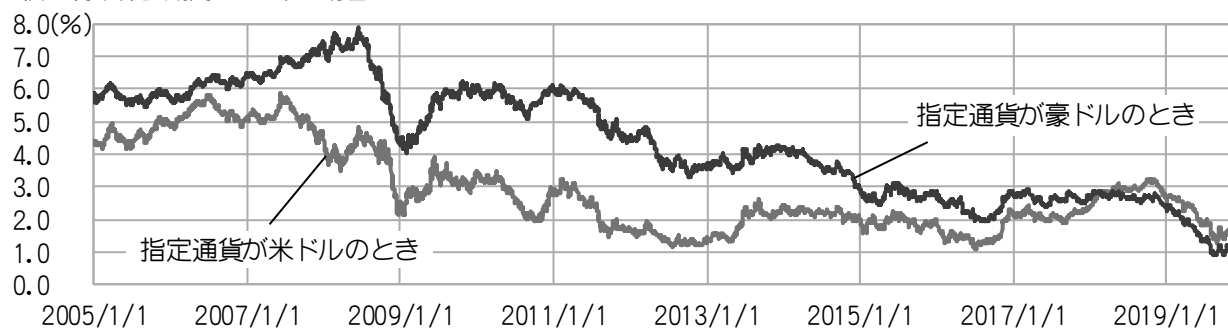
・ 積立利率保証期間が4年または6年の場合



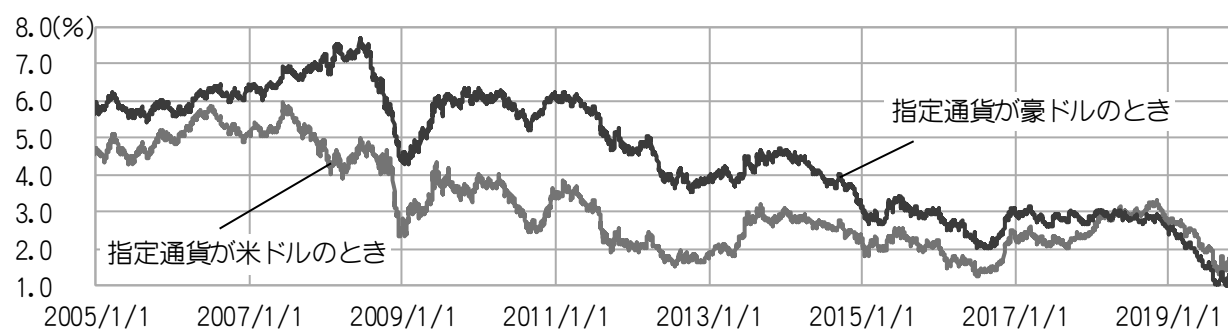
・ 積立利率保証期間が9年の場合



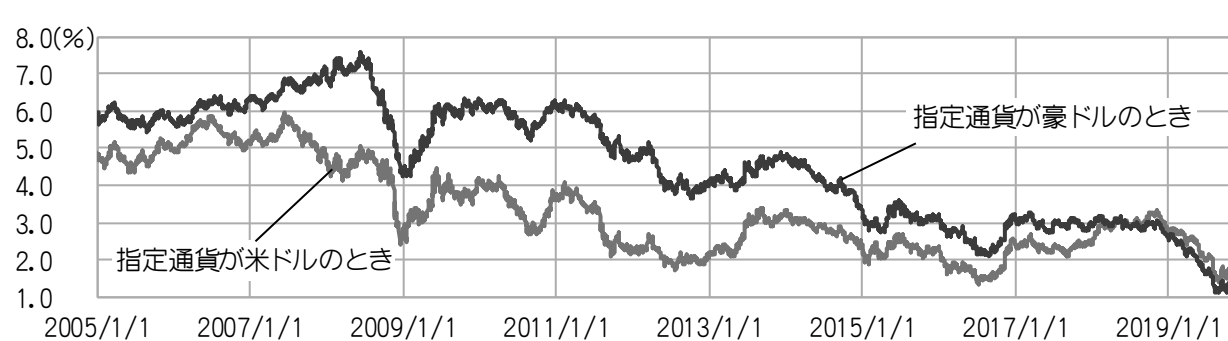
• 積立利率保証期間が 14 年の場合



• 積立利率保証期間が 19 年または 24 年の場合



• 積立利率保証期間が 29 年の場合



市場価格調整

この保険では、解約や基本保険金額を減額する場合、遺族年金の一括払を行う場合などに、市場価格調整を行います。

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額や遺族年金の一括払時の支払額に反映させるための手法のことをいいます。解約返還金額や遺族年金の一括払時の支払額の計算に際して、その時の市場金利に応じて計算される運用資産の時価と、契約日からその時までの間に適用された積立利率に基づき計算された積立金額や未払遺族年金の現価とのかい離を調整することで、運用資産の価値の変動を解約返還金額や遺族年金の一括払時の支払額に反映させます。



- ・市場価格調整の手法により、解約や遺族年金の一括払などをする際に、ご契約時と比して市場金利が上昇した場合は解約返還金額や遺族年金の一括払時の支払額が減少し、逆に市場金利が低下した場合は増加する傾向にあります。

1 解約・基本保険金額の減額の場合

- 解約返還金額の計算に用いる市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}(\ast 1)}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率}(\ast 2) + \text{当社の定める率}(\ast 3)} \right)^{\text{調整年数}(\ast 4)}$$

※1 適用されている積立利率とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率とします。

※2 解約返還金計算日の積立利率とは、解約返還金計算日を契約日とし、この保険と同一の通貨および保険契約の型が指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、この保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。

※3 当社の定める率とは、0.50%とします。

※4 調整年数とは、解約返還金計算日から、仮に解約がなかった場合に想定される、将来における毎年の生存給付金や遺族年金が支払われるまでの期間の平均を近似したもので、つぎのとおり計算します。

調整年数
$(0.47 - 1.6 \times \text{適用されている積立利率}) \times (\text{残存年数}(\ast 5) - 1)$
※5 残存年数とは、解約返還金計算日から積立利率保証期間の満了日までの月数(※6) ÷ 12
※6 1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

- 調整年数の計算例(適用されている積立利率が1.0%、積立利率保証期間が9年で、契約日から1年を経過した年単位の契約応当日の前日に解約返還金額を計算する場合)

・適用されている積立利率(①)	1.0%
・残存年数(②)	8年
* 解約返還金計算日から積立利率保証期間の満了日までの月数	96か月
調整年数	$= (0.47 - 1.6 \times ①) \times (② - 1)$ $= (0.47 - 1.6 \times 0.01) \times (8 - 1)$ $= 3.178 \text{ 年}$

- この保険の解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。【解約返還金額の計算方法の詳細はP26をご参照ください】

解約返還金額
解約返還金計算日の「満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金額」 + 解約返還金計算日の「生存給付金および遺族年金の支払のための積立金額」 × (1 - 市場価格調整率) - 解約控除の額

2 遺族年金の一括払の場合

- 遺族年金の一括払時の支払額の計算に用いる市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \frac{1 + \text{適用されている積立利率}(\ast 7)}{1 + \text{一括払請求日の積立利率}(\ast 8) + \text{当社の定める率}(\ast 9)} \times \text{調整年数}(\ast 10)$$

※7 適用されている積立利率とは、一括払請求日にこの保険に適用されている積立利率とします。

※8 一括払請求日の積立利率とは、一括払請求日を契約日とし、この保険と同一の通貨および保険契約の型が指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、この保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。

※9 当社の定める率とは、0.50%とします。

※10 調整年数とは、一括払請求日から、仮に遺族年金の一括払がなかった場合に想定される、将来における毎年の遺族年金が支払われるまでの期間の平均を近似したもので、つぎのとおり計算します。

調整年数
$(0.47 - 1.6 \times \text{適用されている積立利率}) \times (\text{残存年数}(\ast 11) - 1)$
※11 残存年数とは、一括払請求日から積立利率保証期間の満了日までの月数 $(\ast 12) \div 12$
※12 1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

- 調整年数の計算例（適用されている積立利率が1.0%、積立利率保証期間が9年で、契約日から5年を経過した生存給付金等支払日の前日に遺族年金の一括払時の支払額を計算する場合）

・適用されている積立利率(①)	1.0%
・残存年数(②)	4年
* 一括払請求日から積立利率保証期間の満了日までの月数	48か月
調整年数	$= (0.47 - 1.6 \times \text{①}) \times (\text{②} - 1)$ $= (0.47 - 1.6 \times 0.01) \times (4 - 1)$ $= 1.362 \text{ 年}$

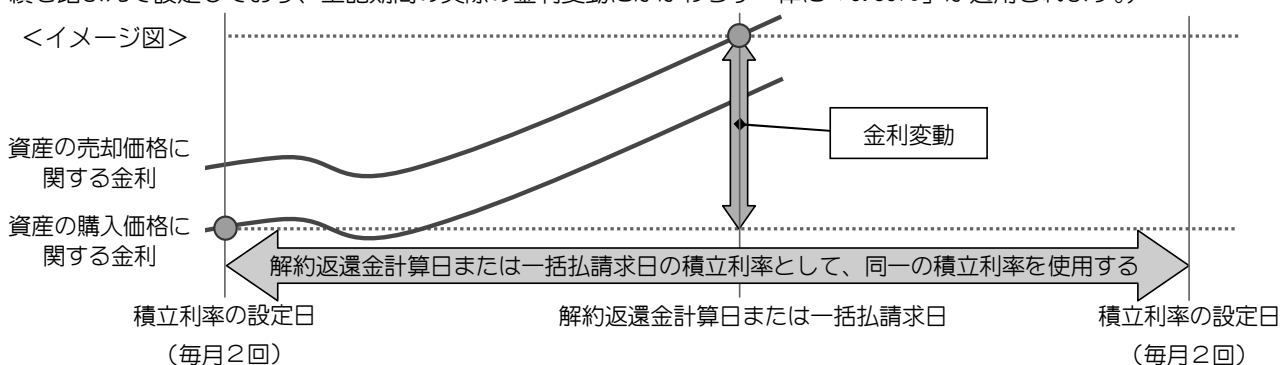
- この保険の遺族年金の一括払時の支払額は、つぎの算式により計算されます。【遺族年金の一括払時の支払額の計算方法の詳細はP29をご参照ください】

遺族年金の一括払時の支払額
一括払請求日における未払遺族年金の現価 $\times (1 - \text{市場価格調整率}) - \text{解約控除の額}$

【参考】

P17、18に記載の市場価格調整率の式のうち、当社の定める率「0.50%」は、直前の積立利率の設定日から解約返還金計算日または一括払請求日までの期間の金利変動（金利上昇）などを考慮して当社が設定しています。また、積立利率の設定の際に用いる「資産の購入価格」に関する金利と、解約返還金などのお支払いに充てるため資産を売却する際に用いられる「資産の売却価格」に関する金利の差異についても金利変動として考慮しています。（金利変動の実績を踏まえて設定しており、上記期間の実際の金利変動にかかわらず一律に「0.50%」が適用されます。）

<イメージ図>



為替リスク

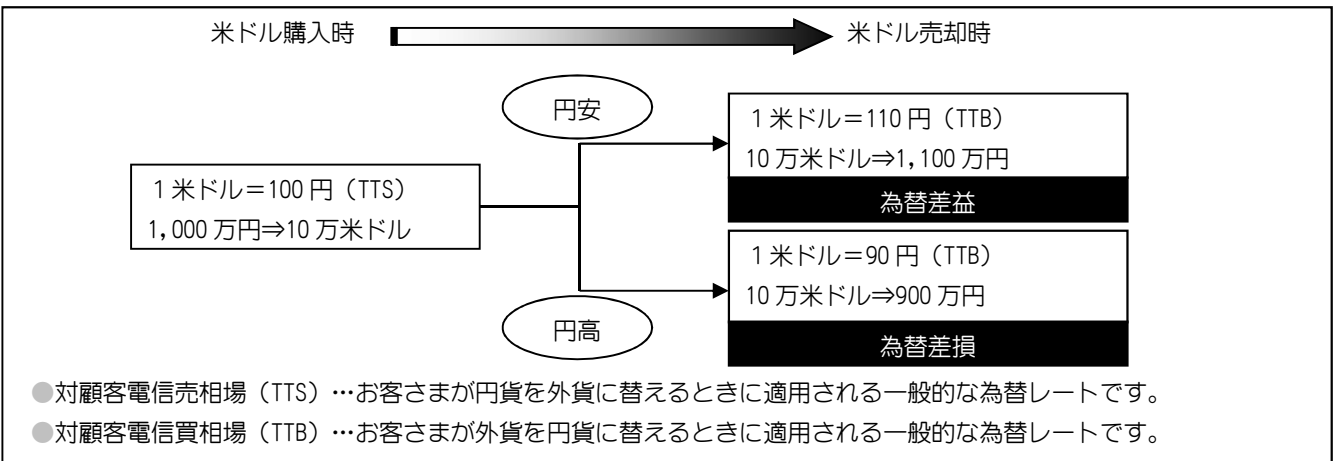
- 為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。
- この保険は外貨建ですので、為替相場の変動による影響を受けます。



- ・ 為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した「解約返還金とお支払いした生存給付金の合計額」、「お支払いした生存給付金および満期保険金の合計額」などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した「解約返還金とお支払いした生存給付金の合計額」、「お支払いした生存給付金および満期保険金の合計額」などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り損失が生じる場合があります。

- この保険にかかる為替リスクは、保険契約者、満期保険金受取人、死亡保険金受取人、生存給付金受取人または遺族年金受取人に帰属します。

■ 為替リスクの例（米ドルの場合）

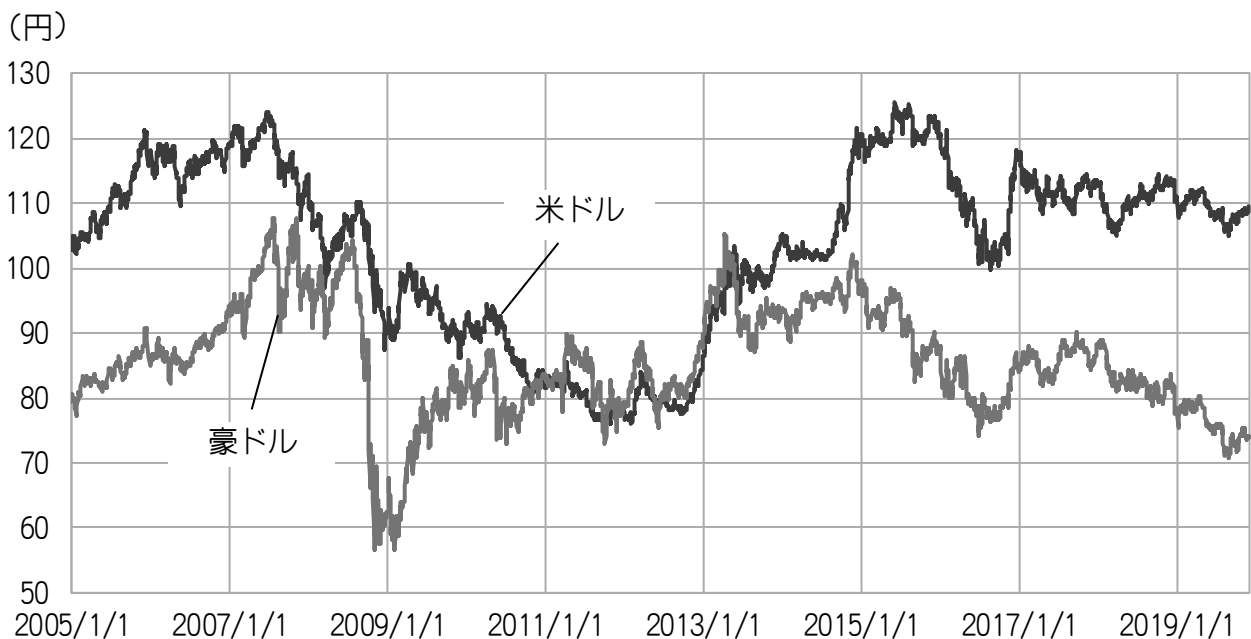


* 為替相場に変動がない場合 (TTM が同値の場合) でも、TTS・TTB には差があるため、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。

* 対顧客電信売買相場仲値 (TTM) …対顧客電信売相場 (TTS) と対顧客電信買相場 (TTB) の中間の値です。

【参考】

■ 過去の為替レートの推移 (2005/1/1～2019/11/30 Bloomberg データより当社が作成)



保険料円貨入金特約

この特約を付加することにより、円貨で金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。

- 円貨でお払い込みいただく金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の指定通貨建の一時払保険料への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額を当社が受領する日（※１）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※２）を上限とする当社所定の為替レート（※３）となります。

※１ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※２ １日のうちに対顧客電信売相場（TTS）の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※３ 「TTM+50 銭」とします。（2020 年 2 月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

- この特約を付加した場合、ご契約時の主契約の基本保険金額は、指定通貨建の一時払保険料と同額となります。

募集代理店によっては、この特約をお取り扱いできない場合があります。

保険料外貨入金特約

この特約を付加することにより、指定通貨と異なる外貨で金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。

- お払い込みいただける通貨の種類は、指定通貨が米ドルの場合は豪ドル、指定通貨が豪ドルの場合は米ドルとなります。
- 指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただく金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の指定通貨建の一時払保険料への換算に適用する為替レートは、外貨払込金額を当社が受領する日（※１）における当社が指標として指定する金融機関が公示するお払い込みいただく外貨の対顧客電信買相場（TTB）（※２）を指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（※２）で除すことによって得られるレートを下限とする当社所定の為替レート（※３）となります。

※１ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※２ １日のうちに対顧客電信買相場（TTB）または対顧客電信売相場（TTS）の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※３ 「（払込通貨の TTM-25 銭）÷（指定通貨の TTM+25 銭）」とします。（2020 年 2 月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

- この特約を付加した場合、ご契約時の主契約の基本保険金額は、指定通貨建の一時払保険料と同額となります。

募集代理店によっては、この特約をお取り扱いできない場合があります。

生存給付金等の円貨支払特約

この特約を付加することにより、主契約の生存給付金、遺族年金または満期保険金を円貨により受け取ることができます。

- この特約は、保険契約者（遺族年金の支払事由の発生以後は遺族年金受取人）からのお申出により付加できます。
- 外貨建の生存給付金などの円貨への換算に適用する為替レートは、下表の円貨に換算する日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※１）を下限とする当社所定の為替レート（※２）となります。

※１ １日のうちに対顧客電信買相場（TTB）の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※２ 「TTM-50 銭」とします。（2020 年 2 月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

■お申出いただく方および円貨に換算する日は、項目ごとにつきのとおりとなります。

項目	お申出いただく方	円貨に換算する日
①生存給付金	保険契約者	生存給付金等支払日（※３）
②遺族年金	遺族年金受取人	
③満期保険金	保険契約者	保険期間の満了日の翌日（※３）

※３ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

- この特約を解約した場合、指定通貨によるお受取りとなります。



- ・生存給付金または遺族年金を毎年の生存給付金等支払日における当社所定の為替レートで円貨に換算します。したがって、為替相場の変動による影響があることから、毎年の円貨でのお受取額は変動します。

円貨支払特約

この特約を付加することにより、主契約の死亡保険金などを円貨により受け取ることができます。

- この特約は、死亡保険金などのご請求の際に、死亡保険金受取人などからのお申出により付加できます。
- 外貨建の死亡保険金などの円貨への換算に適用する為替レートは、下表の円貨に換算する日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※１）を下限とする当社所定の為替レート（※２）となります。

※１ １日のうちに対顧客電信買相場（TTB）の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※２ 「TTM-50 銭」とします。（2020 年 2 月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

■お申出いただく方および円貨に換算する日は、項目ごとにつきのとおりとなります。

項目	お申出いただく方	円貨に換算する日
①死亡保険金	死亡保険金受取人	請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日（※３）
②解約返還金	保険契約者	
③遺族年金の一括払時の支払金	遺族年金受取人	
④その他の返還金	保険契約者	返還金を当社が支払う日

※３ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

「生存給付金等の円貨支払特約」および「円貨支払特約」については、2020 年 2 月現在のお取扱いをご説明しており、将来変更することがあります。ご契約後に特約の付加を検討される場合は、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金のお支払い

満期保険金のお支払い

この保険における満期保険金のお支払事由、お支払額および受取人はつぎのとおりです。

	お支払事由	お支払額	受取人
満期 保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	基本給付金額	満期保険金受取人 (※1)

※1 満期保険金受取人は生存給付金受取人と同一とします。

●保険契約者以外の方を満期保険金受取人にご指定いただき、満期保険金を円貨でお支払いする場合、お支払いする際の上限額を円貨で設定いただけます。(※2) これにより、各満期保険金受取人にお支払いする満期保険金の円換算額が当該上限額をこえた場合、こえた額については保険契約者を満期保険金受取人とし、保険契約者にお支払いします。

※2 満期保険金受取人ごとの上限額は、同一とします。

死亡保険金のお支払い

この保険における死亡保険金のお支払事由、お支払額および受取人はつぎのとおりです。

	お支払事由	お支払額	受取人
死亡 保険金	被保険者が契約日の2年後における年単位の契約応当日の前日までの保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した時の「満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金額」と同額(※1)	死亡保険金受取人 (※2)
	被保険者が契約日の2年後における年単位の契約応当日以後保険期間中に死亡したとき	基本給付金額	

※1 この場合に支払われる死亡保険金額は、基本給付金額を下回ります。

※2 死亡保険金受取人は遺族年金受取人と同一とします。

生存給付金のお支払い

この保険における生存給付金のお支払事由、お支払額および受取人はつぎのとおりです。

	お支払事由	お支払額	受取人
生存 給付金	被保険者が保険期間中の生存給付金等支払日が到来した時に生存しているとき	基本給付金額	生存給付金受取人 (※1)

※1 生存給付金受取人は満期保険金受取人と同一とします。

●保険契約者以外の方を生存給付金受取人にご指定いただき、生存給付金を円貨でお支払いする場合、お支払いする際の上限額を円貨で設定いただけます。(※2) これにより、各生存給付金受取人にお支払いする生存給付金の円換算額が当該上限額をこえた場合、こえた額については保険契約者を生存給付金受取人とし、保険契約者にお支払いします。

※2 生存給付金受取人ごとの上限額は、同一とします。

遺族年金のお支払い

この保険における遺族年金のお支払事由、お支払額および受取人はつぎのとおりです。

	お支払事由	お支払額	受取人
遺族年金	被保険者が保険期間中の最後の生存給付金等支払日前に死亡したとき	基本給付金額	遺族年金受取人 (※)

※ 遺族年金受取人は死亡保険金受取人と同一とします。

- お支払事由が生じた日の直後に到来する生存給付金等支払日を第1回の遺族年金の支払日とし、以後、保険期間中の生存給付金等支払日にお支払いします。
- 遺族年金のお支払事由の発生以後、最後の生存給付金等支払日の前日までに限り、遺族年金のお支払いにかえて、遺族年金の一括払を請求することもできます。【P29をご参照ください】

満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金をお支払いできない場合



- ・つぎの①～⑦のいずれかに該当する場合、満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金をお支払いできません。また、満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金のお支払いのご請求に際して、事実の確認をさせていただくことがあります。

		免責・消滅事由	左記の場合の返還金の取扱い	
			金額	返還先
免責となる場合	死亡保険金および遺族年金	①ご契約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき（※1）	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額	保険契約者
		②保険契約者の故意により被保険者が死亡したとき（①の場合を除きます。）	被保険者が死亡した時の解約返還金と同額	保険契約者
		③死亡保険金および遺族年金の受取人の故意により被保険者が死亡したとき（①および②の場合を除きます。）	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（※2）	保険契約者
	死亡保険金（※3）	④戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した時の「満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金額」と同額（※4）	保険契約者
ご契約が消滅する場合	⑤重大事由によりご契約が解除されたとき		解除の通知を発信した日の解約返還金と同額。ただし、被保険者死亡のときは死亡した日の解約返還金と同額。また、遺族年金の支払事由の発生以後は遺族年金の一括払に準じた金額。	保険契約者 （遺族年金の支払事由の発生以後は遺族年金受取人）
	⑥ご契約の締結に際し詐欺があったため、当社がご契約を取り消したとき		なし（保険料の払戻しはありません。）	なし
	⑦死亡保険金および遺族年金の不法取得目的をもって締結されたものとして、ご契約が無効になったとき		なし（保険料の払戻しはありません。）	なし

※1 自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金および遺族年金をお支払いすることがあります。

※2 死亡保険金および遺族年金の一部の受取人の故意によるときは、死亡保険金および遺族年金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金および遺族年金の受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を保険契約者にお支払いします。

※3 遺族年金については、死亡日後の毎年の生存給付金等支払日にお支払いします。

※4 該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、死亡保険金の全額もしくは一部をお支払いすることがあります。（この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の「満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金額」を下回ることはありません。）

■重大事由とはつぎの場合をいいます。（免責・消滅事由⑤の内容）

(1) 保険契約者または死亡保険金および遺族年金の受取人がご契約の死亡保険金および遺族年金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) このご契約の死亡保険金および遺族年金の請求に関し、死亡保険金および遺族年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人が反社会的勢力（※5）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※6）を有していると認められるとき

※5 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※6 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

(4) (1)～(3)のほか、当社の保険契約者、被保険者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由がある場合

* 上記に定める事由が生じた後に、満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金のお支払事由が生じていたときは、当社は満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金をお支払いしません。（(3)の事由にのみ該当した場合で、該当した者が複数の受取人のうち一部のみであったときに限り、満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金のうち、(3)に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の解約返還金と同額の返還金（遺族年金の支払事由の発生以後は遺族年金の一括払に準じた金額）を保険契約者（遺族年金の支払事由の発生以後は遺族年金受取人）にお支払いします。）また、すでに満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。

ご契約に際して

告知

この保険のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

ご契約内容などの確認

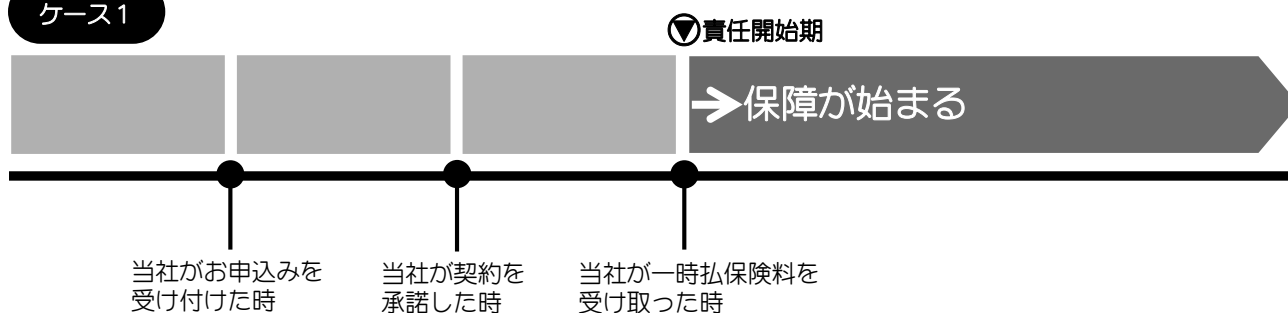
ご契約のお申込み後または死亡保険金などのご請求があったときに、当社社員または当社が委託した者が、お申込みの事実やご契約内容またはご請求内容などについて確認させていただくことがあります。

ご契約の成立と保障の責任開始期

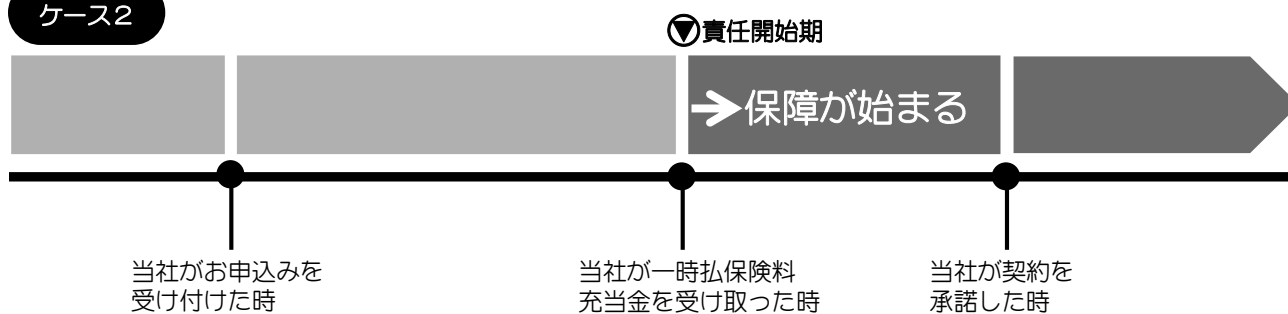
ご契約は、お客さまのお申込みと当社の承諾によって成立します。当社がお客さまのお申込みを承諾した場合には、保険証券の交付を行い承諾の通知といたします。この場合、一時払保険料（充当金）を当社が受け取った時から保険契約上の保障が開始されます。

責任開始期を図示すると、つぎのとおりとなります。

ケース1



ケース2



■契約日について

- この保険の契約日は、当社の責任が開始される日となります。

ご契約後について

解約と解約返還金

1 解約

- 保険契約者は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、ご契約を解約することができます。
- ご契約を解約する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に解約の効力が生じます。
- ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。

2 解約返還金

- ご契約を解約した場合には、解約返還金が支払われます。
- 解約返還金額は、解約返還金計算日における、つぎの（１）と（２）を合計した額から、（３）の額を差し引いて計算されます。
 - （１） 満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金額
 - （２） 生存給付金および遺族年金の支払のための積立金額 × （１－市場価格調整率）
 - （３） 解約控除の額（この保険の基本保険金額に解約控除率（※）を乗じた額）
 ※ 解約控除率は経過年数に応じた率となります。【詳細はP37をご参照ください】

■（２）の額の計算例（指定通貨が米ドル、保険期間が9年の場合）

契約日から1年を経過した年単位の契約応当日の前日に解約返還金額を計算する前提の例

● 例1 ・ 解約返還金計算日の生存給付金および遺族年金の支払のための積立金額（①） 100,000 米ドル ・ 適用されている積立利率（②） 1.0% ・ 解約返還金計算日の積立利率（③） 1.6% ・ 調整年数（④） 3.178 年	● 例2 ・ 解約返還金計算日の生存給付金および遺族年金の支払のための積立金額（①） 100,000 米ドル ・ 適用されている積立利率（②） 1.0% ・ 解約返還金計算日の積立利率（③） 0.4% ・ 調整年数（④） 3.178 年
（２）の額 = ① × （１－市場価格調整率） = 100,000 米ドル × （１－0.0338） = 96,620 米ドル	（２）の額 = ① × （１－市場価格調整率） = 100,000 米ドル × （１－（－0.0031）） = 100,310 米ドル
市場価格調整率 = $1 - \left(\frac{1 + ②}{1 + ③ + 0.50\%} \right)^{④}$ = $1 - \left(\frac{1 + 0.01}{1 + 0.016 + 0.005} \right)^{3.178 \text{ 年}}$ = 0.0338	市場価格調整率 = $1 - \left(\frac{1 + ②}{1 + ③ + 0.50\%} \right)^{④}$ = $1 - \left(\frac{1 + 0.01}{1 + 0.004 + 0.005} \right)^{3.178 \text{ 年}}$ = -0.0031

* 端数処理などは実際の取扱いと異なります。

【参考】

- 市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。【詳細はP17をご参照ください】

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + \text{当社の定める率}} \right)^{\text{調整年数}}$$

■解約返還金額例（指定通貨が米ドルの場合）

女性 70 歳、基本保険金額が 100,000 米ドル、保険期間が 9 年、適用されている積立利率が 1.0% の場合の例（基本給付金額：10,450 米ドル）

経過期間	積立金額 (米ドル)	解約返還金額（米ドル）			お支払いした 生存給付金の総額 (米ドル) [回数]
		積立利率の変動幅			
		0.5%上昇	同水準	0.5%低下	
<参考> 1 日	89,551	—	82,444	—	10,450 [1 回]
1 年	90,444	82,254	83,486	84,744	10,450 [1 回]
2 年	80,793	74,552	75,484	76,433	20,901 [2 回]
3 年	71,040	66,487	67,158	67,840	31,352 [3 回]
4 年	61,189	58,061	58,512	58,969	41,803 [4 回]
5 年	51,241	49,272	49,545	49,821	52,254 [5 回]
7 年	31,046	30,603	30,650	30,696	73,156 [7 回]
9 年	10,450	10,450	10,450	10,450	94,058 [9 回]

- * 基本保険金額の減額などがないものと仮定して計算したものであり、将来のお支払いをお約束するものではありません。
- * 「積立利率の変動幅」とは、「解約返還金計算日の積立利率」と「適用されている積立利率」との差のことをいいます。例示の積立利率の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約返還金額が例示の金額を下回る場合があります。
- * 積立金額および解約返還金額は、経過期間が 1 日の場合は契約日の金額（第 1 回の生存給付金をお支払いした後の金額）を、1 年から 9 年の場合は年単位の契約応当日の前日の金額を例示しています。また、解約返還金額は、解約控除（この保険の基本保険金額×経過年数に応じた解約控除率）を差し引いて計算しています。
- * 積立金額は、満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金額と生存給付金および遺族年金の支払のための積立金額を合計した金額を表示しています。
- * 上表に記載の金額は、1 米ドル未満切捨てにより表示しています。
- * 経過期間が 1 日の場合の金額を例示していますが、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して 8 日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、クーリング・オフ制度を利用することができます。【P 7 をご参照ください】



- ご契約後短期間で解約した場合、解約返還金とお支払いした生存給付金の合計額が一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。

基本保険金額の減額

死亡保険金の支払事由の発生前に限り、基本保険金額を減額して、減額部分の解約返還金を受け取ることができます。

基本保険金額を減額する場合は、減額する基本保険金額をご指定ください。（ただし、減額後の基本保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。）

基本保険金額を減額する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に基本保険金額の減額の効力が生じます。

基本保険金額を減額した場合、減額した部分は解約したものと取り扱います。

請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約返還金計算日とします。

減額分の解約返還金額は、解約返還金計算日の積立金額を基準として計算します。具体的な取扱いは、「解約と解約返還金」（P26）をご参照ください。

基本保険金額を減額した場合、減額後の基本保険金額をもとに、基本給付金額を改めます。

被保険者による保険契約者への解約の請求

保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者または死亡保険金および遺族年金の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡保険金および遺族年金のお支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合
- ②死亡保険金および遺族年金の受取人がこのご契約の死亡保険金および遺族年金の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合
- ③上記①および②のほか、被保険者の保険契約者または死亡保険金および遺族年金の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

死亡保険金受取人によるご契約の存続

保険契約者の差押債権者、破産管財人など（以下「債権者など」といいます。）によるご契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下同じ。）は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのすべてを満たす死亡保険金受取人はご契約を存続させることができます。

- ①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②保険契約者でないこと

死亡保険金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、つぎのすべての手続きを行う必要があります。

- ①保険契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を、債権者などに対して支払うこと
- ③上記②について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

遺族年金の一括払

1 遺族年金の一括払

- 遺族年金受取人は、遺族年金の支払事由の発生以後、最後の生存給付金等支払日の前日までに限り、遺族年金の一括払を請求することができます。
- 遺族年金の一括払を請求する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を一括払請求日とし、その日における未払遺族年金の現価を基準として計算した支払額を遺族年金受取人にお支払いします。
- 遺族年金の一括払をした場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

2 遺族年金の一括払時の支払額

- 遺族年金の一括払時の支払額は、つぎの（１）の額から、（２）の額を差し引いて計算されます。

（１）一括払請求日における未払遺族年金の現価 × （１－市場価格調整率）

（２）解約控除の額（この保険の基本保険金額に解約控除率（※）を乗じた額）

※ 解約控除率は経過年数に応じた率となります。【詳細はP37をご参照ください】

■（１）の額の計算例（指定通貨が米ドル、保険期間が9年の場合）

契約日から5年を経過した生存給付金等支払日の前日に遺族年金の一括払時の支払額を計算する前提の例

●例1 - 一括払請求日の未払遺族年金の現価（①） 100,000 米ドル - 適用されている積立利率（②） 1.0% - 一括払請求日の積立利率（③） 1.6% - 調整年数（④） 1.362 年	●例2 - 一括払請求日の未払遺族年金の現価（①） 100,000 米ドル - 適用されている積立利率（②） 1.0% - 一括払請求日の積立利率（③） 0.4% - 調整年数（④） 1.362 年
（１）の額 = ① × （１－市場価格調整率） = 100,000 米ドル × （１－0.0146） = 98,540 米ドル	（１）の額 = ① × （１－市場価格調整率） = 100,000 米ドル × （１－（－0.0013）） = 100,130 米ドル
市場価格調整率 = $1 - \left(\frac{1 + ②}{1 + ③ + 0.50\%} \right)^{④}$ = $1 - \left(\frac{1 + 0.01}{1 + 0.016 + 0.005} \right)^{1.362 \text{ 年}}$ = 0.0146	市場価格調整率 = $1 - \left(\frac{1 + ②}{1 + ③ + 0.50\%} \right)^{④}$ = $1 - \left(\frac{1 + 0.01}{1 + 0.004 + 0.005} \right)^{1.362 \text{ 年}}$ = -0.0013

* 端数処理などは実際の取扱いと異なります。

【参考】

- 市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。【詳細はP18をご参照ください】

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{一括払請求日の積立利率} + \text{当社の定める率}} \right)^{\text{調整年数}}$$

■遺族年金の一括払時の支払額例（指定通貨が米ドルの場合）

女性 70 歳、基本保険金額が 100,000 米ドル、保険期間が 9 年、適用されている積立利率が 1.0% の場合の例（基本給付金額：10,450 米ドル）

契約日からの 経過年数	未払遺族年金の現価 (米ドル)	遺族年金の一括払時の支払額（米ドル）		
		積立利率の変動幅		
		0.5%上昇	同水準	0.5%低下
1 年	80,766	72,576	73,808	75,066
2 年	71,018	64,778	65,709	66,658
3 年	61,173	56,620	57,291	57,973
4 年	51,229	48,101	48,552	49,009
5 年	41,186	39,217	39,490	39,766
7 年	20,798	20,355	20,401	20,448
8 年	10,450	10,370	10,370	10,370

* 基本保険金額の減額などがなかったものと仮定して計算したものであり、将来のお支払いをお約束するものではありません。

* 「積立利率の変動幅」とは、「一括払請求日の積立利率」と「適用されている積立利率」との差のことをいいます。例示の積立利率の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の支払額が例示の金額を下回る場合があります。

* 未払遺族年金の現価および遺族年金の一括払時の支払額は、生存給付金等支払日の前日の金額を例示しています。また、遺族年金の一括払時の支払額は、解約控除（この保険の基本保険金額×経過年数に応じた解約控除率）を差し引いて計算しています。

* 上表に記載の金額は、1 米ドル未満切捨てにより表示しています。

保険契約者、満期保険金受取人および死亡保険金受取人などの変更

(1) 保険契約者の変更

- 保険契約者は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者および当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
- 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利など）はすべて新たな保険契約者に引き継がれます。

(2) 満期保険金および生存給付金の受取人の変更

- 保険契約者は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得て、満期保険金および生存給付金の受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- 満期保険金および生存給付金の受取人は、原則として、保険契約者、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の 3 親等以内の親族である方の中からご指定願います。（ただし、保険契約者と被保険者が別人の場合は、保険契約者または被保険者のみご指定できます。）
- 遺言による満期保険金および生存給付金の受取人の変更はできません。
- 満期保険金および生存給付金の受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。
 - 満期保険金および生存給付金の受取人の死亡時以後、満期保険金および生存給付金の受取人の変更手続きが行われていない間は、保険契約者が満期保険金および生存給付金の受取人となります。

(3) 死亡保険金および遺族年金の受取人の変更

- 保険契約者は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得て、死亡保険金および遺族年金の受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- 死亡保険金および遺族年金の受取人は、原則として、保険契約者、被保険者の配偶者または被保険者の 3 親等以内の親族である方の中からご指定願います。
- 死亡保険金および遺族年金の受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。
 - 新しい死亡保険金および遺族年金の受取人に変更する手続きをしていただきます。

- 死亡保険金および遺族年金の受取人の死亡時以後、死亡保険金および遺族年金の受取人の変更手続きが行われていない間は、死亡保険金および遺族年金の受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金および遺族年金の受取人となります。
- * 死亡保険金および遺族年金の受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金および遺族年金の受取割合は均等となります。

A (夫) B (妻)

C (子) D (子)

(例) 保険契約者および被保険者：Aさん 死亡保険金および遺族年金の受取人：Bさん

- Bさんが死亡し、死亡保険金および遺族年金の受取人の変更手続きが行われていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんおよびDさんが死亡保険金および遺族年金の受取人となります。
- その後、Aさんが死亡した場合は、CさんおよびDさんが死亡保険金および遺族年金の受取人となります。この場合、CさんおよびDさんの死亡保険金および遺族年金の受取割合は均等（それぞれ50%ずつ）となります。

* 死亡保険金および遺族年金の受取人の範囲などは、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡した順序などにより決まります。詳しくは、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

(4) 遺言による死亡保険金および遺族年金の受取人の変更

- 死亡保険金および遺族年金の受取人の変更については、法律上有効な遺言により行うことができます。この場合、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。）から当社へご通知ください。
- 遺言による死亡保険金および遺族年金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。



・当社が満期保険金および生存給付金の受取人の変更、死亡保険金および遺族年金の受取人の変更の通知を受ける前に、変更前の満期保険金および生存給付金の受取人または死亡保険金および遺族年金の受取人に満期保険金、生存給付金、死亡保険金または遺族年金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の満期保険金および生存給付金の受取人または死亡保険金および遺族年金の受取人から満期保険金、生存給付金、死亡保険金または遺族年金の請求を受けても、当社は満期保険金、生存給付金、死亡保険金または遺族年金をお支払いしません。

◆満期保険金などの税法上の取扱い

- 満期保険金などをお受取りの際は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。
- 保険契約者または受取人の変更の際は、税法上の取扱いを十分ご確認のうえご請求願います。

住所などの変更・保険証券の再発行のお手続き

1 住所などの変更

(1) 住所・電話番号を変更するとき

すみやかにお客さまサービスセンターに、つぎの事項をご連絡ください。

- ・保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
- ・保険契約者名 ・新住所と電話番号 ・旧住所

(2) 保険契約者、被保険者、受取人が改姓または改名したとき

すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。



・住所・電話番号の変更などについて当社へご連絡がない場合、当社から大切なお知らせなどの通知をお届けできなくなるため、必ずご連絡ください。

2 保険証券の再発行

- 保険証券を紛失または盗難にあわれた場合、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金のご請求方法

満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の支払事由が生じた場合には、お客さまサービスセンターにご連絡ください。請求書類など、ご請求にあたっての詳しいご案内をさせていただきます。

- 諸手続きをする場合には、ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご了承願います。また、代理人の方が手続きする場合には、委任状および代理人の方の本人確認のできる書類などが必要です。
- 団体（個人事業主を含みます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その従業員を被保険者とする契約形態の場合において、団体が受け取った保険金を死亡退職金または弔慰金など（以下「死亡退職金など」といいます。）として死亡退職金などの受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際に、当社所定の請求書類に加えて、死亡退職金などの受給者が保険金の請求内容を了知していることがわかる書類もご提出いただく必要があります。この場合、死亡退職金などの受給者については、当該受給者であることの証明書を必要とします。

お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金などのお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金などのお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。

満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金のお支払期限

満期保険金、死亡保険金または生存給付金のご請求があった場合、当社は請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。また、請求書類が当社に到着した日が営業日でない場合は、その日の翌営業日となります。以下同じ。）の翌日から起算して5営業日（※1）以内にお支払いします。また、遺族年金のご請求があった場合は、請求書類が当社に到着した日の翌日または生存給付金等支払日のいずれか遅い日から起算して5営業日（※1）以内にお支払いします。

ただし、満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

	満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金 をお支払いするための確認などが必要な場合	お支払期限
①	● お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ● 免責事由に該当する可能性がある場合 ● 不法取得目的、詐欺または重大事由に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して 45 日以内にお支払いします。（※2）
②	①の確認を行うために特別な照会や確認が必要なつぎの場合 ● 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 ● 研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ● 保険契約者、被保険者または死亡保険金などの受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道などから明らかである場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続の結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ● 日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して 180 日以内にお支払いします。（※2）

※1 営業日とは、以下の日を除く日をいいます。

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日まで

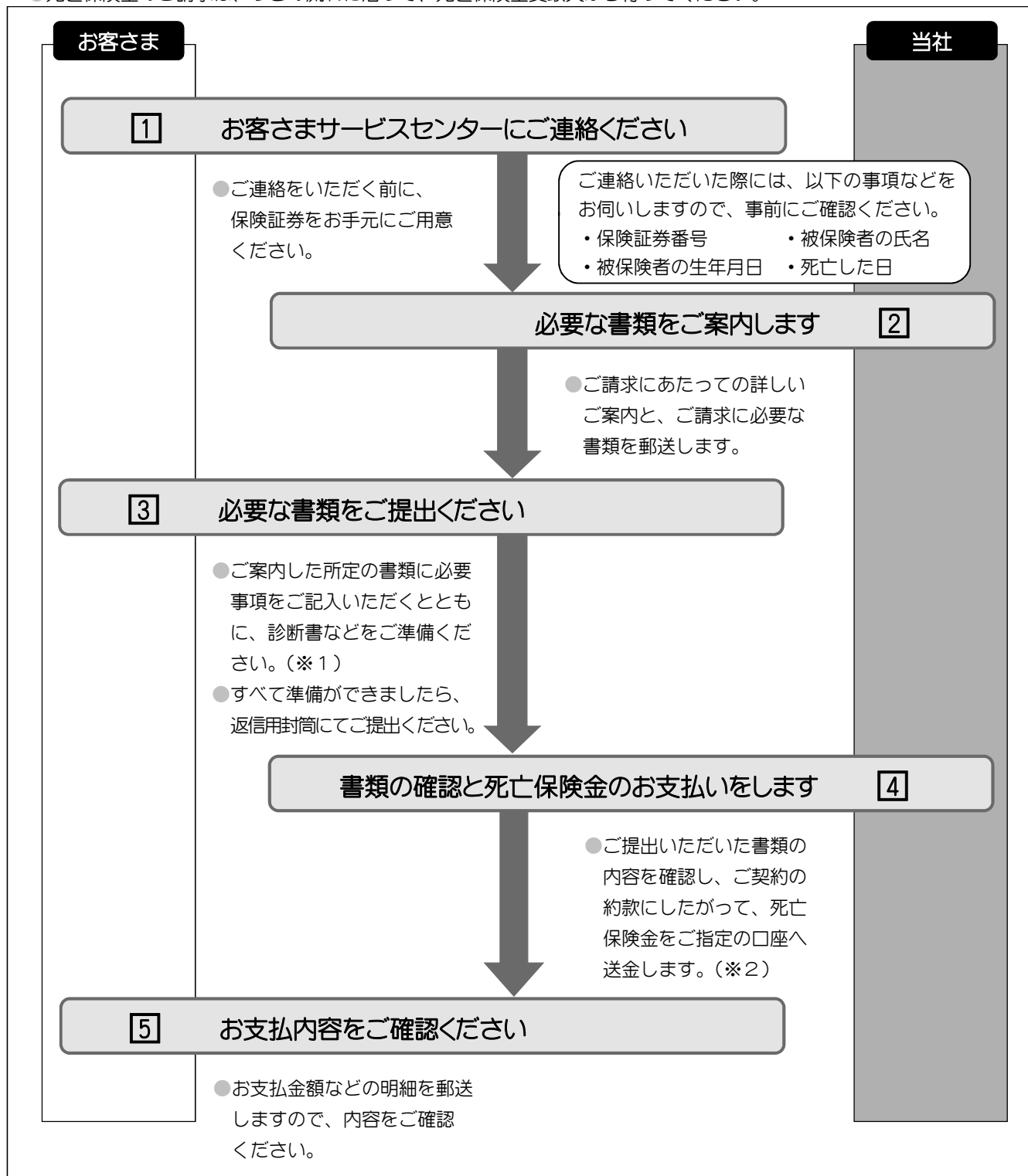
※2 遺族年金のご請求があった場合は、請求書類が当社に到着した日の翌日または生存給付金等支払日のいずれか遅い日から起算することとします。



- ・満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金をお支払いするための上記の確認などに際し、保険契約者、被保険者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人が正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金をお支払いしません。

死亡保険金のご請求手続きの流れ

●死亡保険金のご請求は、つぎの流れに沿って、死亡保険金受取人から行ってください。



※１ ご請求の内容によって診断書、戸籍謄(抄)本、住民票などをご提出いただきます。また、これらの書類の発行にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※２ ご提出いただいた書類を確認した結果、死亡保険金をお支払いできない場合【P23 をご参照ください】があります。また、加入時の状況または事故の原因などについて、詳細な事実を確認（医療機関などへの確認を含みます。）させていただくため、死亡保険金のお支払いまでに日数を要する場合【P32 をご参照ください】があります。

第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル 0120-876-126
営業時間 9:00~17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の請求訴訟

満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

生命保険と税金

この保険にかかわる税務は以下のとおりです。

外貨建の保険契約であっても、日本において契約される保険契約であることから、税務の取扱いについては、他の円貨建の生命保険と同様になります。

- * 2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。以下の記載内容は、これを加味しています。
- * ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関する取扱いになりますのでご注意ください。

1 外貨建の保険契約の取扱い

外貨建の保険料、満期保険金、死亡保険金などは、つぎの基準により円貨に換算したうえで、「2 生命保険料控除」および「3 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金などの税法上の取扱い」に基づき取り扱われます。

項目		円換算日	換算日の為替レート
保険料		当社が保険料を受領する日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
満期 保険金	所得税（雑所得）の 対象となるもの	保険期間満了日の翌日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	源泉分離課税・贈与税の 対象となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）
死亡 保険金	所得税（一時所得）の 対象となるもの	支払事由発生日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	相続税・贈与税の対象 となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）
生存給付金	所得税（雑所得）の 対象となるもの	生存給付金等支払日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	贈与税の対象 となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）
遺族年金		生存給付金等支払日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
解約返還金	所得税（一時所得）の 対象となるもの	解約返還金計算日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	源泉分離課税の対象 となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）
遺族年金の一括払時の支払金		一括払請求日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）

- * 「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。
- * 「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については外貨払込金額を円換算した金額となります。
- * 「生存給付金等の円貨支払特約」または「円貨支払特約」を付加した場合で、当社が、生存給付金、死亡保険金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額が課税対象となります。



- ・外貨でお受取りになる場合であっても、お受取額を円貨に換算した金額が課税対象となります。そのため、外貨建のお受取額から外貨に換算した税額を控除した金額が、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることがあります。

2 生命保険料控除

(1) 所得控除の取扱い

- 当年中（1月から12月まで）にお払込みの保険料（この保険のほか、他の生命保険料控除の対象となる保険契約の保険料と合算されます。）に応じた金額がその年の所得から控除されますので、その年分の所得税と翌年分の住民税が軽減されます。
- 納税する人が保険料を払い込み、満期保険金受取人・死亡保険金受取人などのすべての受取人が、保険料負担者もしくはその配偶者・その他の親族となるご契約に限り対象となります。
- 年末調整または確定申告の際に、お忘れなくご申告ください。（この保険では、保険証券に同封されている生命保険料控除証明書をご使用ください。）
- 生命保険料控除には一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除がありますが、この保険は一般の生命保険料控除の対象となります。（介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりません。）

(2) 所得税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
80,000 円超	一律 40,000 円

(3) 住民税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
56,000 円超	一律 28,000 円

3 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金などの税法上の取扱い

(1) 満期保険金の取扱い

保険契約者（保険料負担者）・満期保険金受取人の関係に応じてつぎのとおり取り扱われます。

契約形態	保険期間が5年以下の場合	保険期間が5年超の場合
保険契約者と満期保険金受取人が同一人	20.315%源泉分離課税	所得税（雑所得）＋住民税
保険契約者と満期保険金受取人が別人	贈与税（※1）	

(2) 死亡保険金の取扱い

保険契約者（保険料負担者）・被保険者・死亡保険金受取人の関係に応じてつぎのとおり取り扱われます。

契約形態	契約例			税の種類
	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
保険契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
保険契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得）（※2）＋住民税
保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税（※1）

(3) 生存給付金の取扱い

保険契約者（保険料負担者）・生存給付金受取人の関係に応じてつぎのとおり取り扱われます。

契約形態	税の種類
保険契約者と生存給付金受取人が同一人	所得税（雑所得）＋住民税
保険契約者と生存給付金受取人が別人	贈与税（※1）

(4) 遺族年金の取扱い

所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。

- * 保険契約者と遺族年金受取人が別人の場合、初回の年金は非課税となり、2回目以降の遺族年金のうち一部が課税対象となります。
- * 遺族年金の一括払の際の取扱いについては、「(5) 解約・基本保険金額の減額・遺族年金の一括払の際の取扱い」をご参照ください。



- ・ 保険契約者と被保険者が同一人かつ遺族年金受取人が別人の場合、遺族年金の支払事由の発生時に別途、年金受給権の評価額が相続税の課税対象となります。
- ・ 保険契約者、被保険者、遺族年金受取人がそれぞれ別人の場合、遺族年金の支払事由の発生時に別途、年金受給権の評価額が贈与税の課税対象となります。

(5) 解約・基本保険金額の減額・遺族年金の一括払の際の取扱い

解約・減額・遺族年金の一括払の際に差益があるときは、その差益について、つぎのとおり取り扱われます。

解約・基本保険金額の減額	契約日から5年以内の場合	20.315%源泉分離課税
	契約日から5年超の場合	所得税（一時所得）（※2）＋住民税
遺族年金の一括払		所得税（一時所得）（※2）＋住民税

※1 贈与を受ける人1人につき年間110万円までの基礎控除があります。

- ・相続時精算課税制度を選択されている場合、贈与税の基礎控除（年間110万円まで）はありません。
- ・各年の贈与財産の合計額が110万円をこえる場合、こえる部分に対して贈与税が課税されます。
- ・相続または遺贈によって財産を取得された場合、相続開始の日前3年以内に贈与を受けた財産は、原則として相続税の対象となります。「暦年課税」により、毎年、贈与税の申告をしていた場合においても同様の取扱いとなります。

※2 他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその1/2の金額が他の所得と合算して総合課税されます。



・ここに記載の税務上の取扱いは2020年2月現在のものです。法令改正などにより税務の取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取扱いなどについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

お客さまにご負担いただく諸費用

お客さまにご負担いただく諸費用

この保険にかかる費用は、以下の①積立利率保証期間中の費用です。そのほか、特定のお客さまには、②通貨の換算にかかる費用、③ご契約の解約などの際の費用をご負担いただきますので、費用の合計額は、①のほか、②と③のうち必要な費用を合算した額となります。

① 積立利率保証期間中の費用

死亡保険金を支払うための費用を、死亡保険金の支払事由の発生前において、積立金から控除します。

＊ 上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用の率（＝保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。

② 通貨の換算にかかる費用

以下の特約により、保険料、生存給付金額、解約返還金額などを円貨から指定通貨、指定通貨から円貨などにそれぞれ換算する為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

■具体的な為替手数料は、以下のとおりとなります。（2020年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

特約	為替手数料（1通貨単位あたり）
「保険料円貨入金特約」	50 銭
「保険料外貨入金特約」	払込通貨から円貨に換算するときに 25 銭、 円貨から指定通貨に換算するときに 25 銭
「生存給付金等の円貨支払特約」	50 銭
「円貨支払特約」	50 銭

③ ご契約の解約などの際の費用

ご契約を解約・減額する場合や、遺族年金の一括払を行う場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
解約控除	ご契約の解約などの際に必要な費用です。	この保険の基本保険金額に経過年数に応じた解約控除率（※）を乗じた金額	ご契約の解約などの際に控除します。

※ 解約控除率は経過年数に応じたつぎの率となります。

経過年数		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
保険期間	4年	2.25%	1.00%	0.25%	0.00%	—	—	—	—	—	—
	6年	3.50%	2.24%	1.26%	0.56%	0.14%	0.00%	—	—	—	—
	9年	5.70%	4.36%	3.20%	2.22%	1.42%	0.80%	0.35%	0.08%	0.00%	—
	14年	5.70%	4.85%	4.08%	3.37%	2.73%	2.15%	1.65%	1.21%	0.84%	0.53%
	19年	5.70%	5.08%	4.50%	3.95%	3.44%	2.97%	2.53%	2.12%	1.75%	1.42%
	24年	6.50%	5.94%	5.41%	4.91%	4.43%	3.98%	3.55%	3.14%	2.76%	2.40%
	29年	6.50%	6.04%	5.60%	5.18%	4.77%	4.38%	4.01%	3.65%	3.31%	2.99%
経過年数		10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満
保険期間	4年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	9年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	14年	0.30%	0.13%	0.03%	0.00%	—	—	—	—	—	—
	19年	1.12%	0.86%	0.63%	0.43%	0.28%	0.15%	0.07%	0.01%	0.00%	—
	24年	2.07%	1.76%	1.48%	1.22%	0.99%	0.78%	0.60%	0.44%	0.30%	0.19%
	29年	2.68%	2.39%	2.12%	1.86%	1.62%	1.40%	1.19%	1.00%	0.82%	0.67%

経過年数		20年以上 21年未満	21年以上 22年未満	22年以上 23年未満	23年以上 24年未満	24年以上 25年未満	25年以上 26年未満	26年以上 27年未満	27年以上 28年未満	28年以上 29年未満
保険期間	4年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	9年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	14年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	19年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	24年	0.11%	0.04%	0.01%	0.00%	—	—	—	—	—
	29年	0.53%	0.40%	0.29%	0.20%	0.13%	0.07%	0.03%	0.00%	0.00%



・保険料を外貨でお支払いになる際には、銀行への振込手数料などの手数料を保険契約者にご負担いただく場合があります。また、生存給付金額、解約返還金額などを外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客さまのご負担となります。

* 上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

生存給付金付養老保険（通貨指定型）普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 通貨の種類

第1条 通貨の種類

2. 保険契約の型

第2条 保険契約の型

3. 積立利率および積立利率保証期間

第3条 積立利率

第4条 積立利率保証期間

4. 積立金および積立金額

第5条 積立金および積立金額

5. 基本保険金額

第6条 基本保険金額

6. 基本給付金額

第7条 基本給付金額

7. 生存給付金等支払日

第8条 生存給付金等支払日

8. 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金の支払

第9条 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金の支払および免責

第10条 満期保険金等の支払および免責に関する補則

第11条 満期保険金等の請求、支払時期および支払場所

第12条 年金証書

9. 会社の責任開始期および契約日

第13条 会社の責任開始期および契約日

10. 保険契約の無効および取消

第14条 死亡保険金等不法取得目的による無効

第15条 詐欺による取消

11. 告知

第16条 告知

12. 保険契約の解除

第17条 重大事由による解除

13. 解約および解約返還金

第18条 解約

第19条 解約返還金

14. 基本保険金額の減額

第20条 基本保険金額の減額

15. 遺族年金の一括払

第21条 遺族年金の一括払

16. 死亡保険金受取人による保険契約の存続

第22条 死亡保険金受取人による保険契約の存続

17. 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金の受取人

第23条 満期保険金受取人等の変更

第24条 遺言による満期保険金受取人等の変更

第25条 死亡保険金受取人等の変更

第26条 遺言による死亡保険金受取人等の変更

18. 保険契約者

第27条 保険契約者の変更

第28条 保険契約者の住所の変更

19. 保険契約者および満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人の代表者

第29条 保険契約者および満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人の代表者

20. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

第30条 年齢の計算

第31条 契約年齢および性別の誤りの処理

21. 契約者配当金

第32条 契約者配当金

22. 時効

第33条 時効

23. 被保険者の業務、転居および旅行

第34条 被保険者の業務、転居および旅行

24. 管轄裁判所

第35条 管轄裁判所

25. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

第36条 死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

26. 介護年金支払移行特約を付加した場合の特則

第37条 介護年金支払移行特約を付加した場合の特則

生存給付金付養老保険（通貨指定型）普通保険約款

（この保険の概要）

この保険は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

- (1) 満期保険金
被保険者が保険期間満了時に生存しているときに支払います。
- (2) 死亡保険金
被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。
- (3) 生存給付金
被保険者が保険期間中の毎年の生存給付金等支払日が到来した時に生存しているときに、そのつど生存給付金を支払います。
- (4) 遺族年金
被保険者が保険期間中の最後の生存給付金等支払日前に死亡したときに支払います。

1. 通貨の種類

（通貨の種類）

第1条 この保険契約の通貨の種類は、つぎの各号のうち会社の定める範囲のものとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、通貨を1つ指定するものとします。

- (1) アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）
- (2) 欧州単一通貨（以下「ユーロ」といいます。）
- (3) オーストラリア連邦通貨（以下「豪ドル」といいます。）
- (4) 日本国通貨（以下「円」といいます。）

2. 保険料の払込または満期保険金の支払等、この保険契約にかかわる金銭の授受は、全て前項の規定により指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行ないます。

2. 保険契約の型

（保険契約の型）

第2条 この保険契約における保険契約の型はつぎのとおりとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約の型を1つ指定するものとします。ただし、指定通貨が円の場合は定額型を指定したものとします。

- (1) 定額型
- (2) 前厚型

2. 保険契約の型として前厚型を指定した場合、前厚回数はつぎのとおりとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、前厚回数を1つ指定するものとします。

- (1) 3回
- (2) 5回

3. 前2項により指定された保険契約の型および前厚回数の変更は取り扱いません。

3. 積立利率および積立利率保証期間

（積立利率）

第3条 積立利率とは、通貨の種類、保険契約の型、前厚回数および次条に定める積立利率保証期間ごとに設定するもので、これらの通貨の種類等に応じてつぎの各号の利回りをを用いて会社の定める方法により計算した利回りを指標金利とし、会社が積立利率を設定する日の3営業日前の日における直前3日（会社が指標金利を取得する3日に限ります。）の指標金利の平均値に指定通貨が外貨の場合は最大1.5%を加えた率を上限とし最大1.0%を減じた率を下限とする範囲内で定めた率、指定通貨が円の場合は最大1.0%を増減さ

せた範囲内で定めた率から、保険契約の締結に必要な費用および保険契約の維持等に必要な費用の率を差し引いた利率のことをいいます。

- (1) 通貨の種類が米ドルの場合
米ドル金利スワップレート（固定受け）
- (2) 通貨の種類がユーロの場合
ユーロ金利スワップレート（固定受け）
- (3) 通貨の種類が豪ドルの場合
豪ドル金利スワップレート（固定受け）
- (4) 通貨の種類が円の場合
日本国債の流通利回り

2. 前項に定める積立利率は、契約日における最低保証積立利率を下回ることはありません。

3. 第1項の規定にかかわらず、第1項各号の利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化により第1項各号の利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、会社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に書面によって通知します。

（積立利率保証期間）

第4条 積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいい、会社の定める範囲で設定します。

2. 契約日における積立利率保証期間は、保険期間に応じて会社が定める期間とします。
3. 指定通貨が円の場合、積立利率保証期間は積立利率保証期間の満了日の翌日に更新し、この日を積立利率保証期間更新日とします。
4. 前項の規定により積立利率保証期間を更新した場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 更新後の積立利率保証期間は、第2項に定める積立利率保証期間に応じて会社が定める期間とします。
 - (2) 会社は、更新後の積立利率保証期間および更新後の積立利率保証期間において適用する積立利率を保険契約者に書面によって通知します。

4. 積立金および積立金額

（積立金および積立金額）

第5条 積立金とは、将来の満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金を支払うために一時払保険料の中から積み立てた部分をいい、積立金額は、死亡保険金の支払事由の発生前において積立利率を適用して、経過年月日数に基づき会社の定める方法により計算します。

2. 前項の規定による積立金額の計算にあたっては、契約日における積立利率を積立利率保証期間の満了日まで適用し、積立利率保証期間を更新した場合には、積立利率保証期間更新日における積立利率を更新日からその期間の満了日まで適用します。

5. 基本保険金額

（基本保険金額）

第6条 基本保険金額とは、次条に定める基本給付金額の計算にあたり基準となる金額として、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額をこの保険契約の一時払保険料とします。

2. 前項の規定にかかわらず、保険契約の締結後に基本保険金額が減額されたときは、減額後の金額を基本保険金額とします。

6. 基本給付金額

（基本給付金額）

第7条 基本給付金額とは、満期保険金等を支払う場合に基準となる金額として、保険契約の締結の際に定めら

れる金額をいい、基本保険金額および契約日における積立利率に基づき会社の定める方法により計算される金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、積立利率保証期間を更新する際、積立利率保証期間更新日における積立利率が契約日における最低保証積立利率を上回っているときは、その積立利率保証期間更新日以後の基本給付金額を、積立利率保証期間更新日における積立利率に基づき会社の定める方法により計算します。
3. 会社は、前項の規定により計算された基本給付金額を保険契約者に書面によって通知します。

7. 生存給付金等支払日

（生存給付金等支払日）

第8条 生存給付金等支払日とは、生存給付金の支払事由が生じる日および遺族年金の支払日をいい、第1回の生存給付金等支払日は契約日とし、第2回以後の生存給付金等支払日は保険期間中における契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日とします。

8. 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金の支払

（満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金の支払および免責）

第9条 この保険契約の満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金は、つぎのとおりです。

	支 払 額	受 取 人	満期保険金・死亡保険金・生存給付金・遺族年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても満期保険金・死亡保険金・生存給付金・遺族年金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
満期保険金	基本給付金額	満期保険金受取人	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	——
死亡保険金	被保険者が死亡した時の満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金額と同額	死亡保険金受取人	被保険者が契約日の2年後における年単位の契約応当日の前日までの保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
	基本給付金額		被保険者が契約日の2年後における年単位の契約応当日以後保険期間中に死亡したとき	

	支 払 額	受 取 人	支払事由	免責事由
生存給付金	保険契約の型に応じたつぎの額 (定額型) 基本給付金額 (前厚型) (1) 前厚回数が3回のとき (ア) 第1回から第3回までの生存給付金等支払日においては、基本給付金額の10倍の額 (イ) 第4回以後の生存給付金等支払日においては、基本給付金額 (2) 前厚回数が5回のとき (ア) 第1回から第5回までの生存給付金等支払日においては、基本給付金額の5倍の額 (イ) 第6回以後の生存給付金等支払日においては、基本給付金額	生存給付金受取人	被保険者が保険期間中の生存給付金等支払日が到来した時に生存しているとき	—
遺族年金	保険契約の型に応じたつぎの額 (定額型) 基本給付金額 (前厚型) (1) 前厚回数が3回のとき (ア) 第1回から第3回までの生存給付金等支払日においては、基本給付金額の10倍の額 (イ) 第4回以後の生存給付金等支払日においては、基本給付金額 (2) 前厚回数が5回のとき (ア) 第1回から第5回までの生存給付金等支払日においては、基本給付金額の5倍の額 (イ) 第6回以後の生存給付金等支払日においては、基本給付金額	遺族年金受取人	被保険者が保険期間中の最後の生存給付金等支払日前に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または遺族年金受取人の故意

2. 遺族年金は、支払事由が生じた日の直後に到来する生存給付金等支払日を第1回の遺族年金の支払日とし、以後保険期間中の生存給付金等支払日に支払います。

(満期保険金等の支払および免責に関する補則)

第10条 満期保険金受取人と生存給付金受取人は同一であることを要します。

2. 死亡保険金受取人と遺族年金受取人は同一であることを要します。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
4. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金および遺族年金が支払われないときは、会社は、第1号または第3号の場合は被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を、第2号の場合は被保険者が死亡した時の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（前号の場合を除きます。）。
 - (3) 死亡保険金および遺族年金の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（前2号の場合を除きます。）。
5. 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したことによって、死亡保険金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した時の満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金額と同額の返還金を保険契約者に支払います。
6. 死亡保険金および遺族年金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合（死亡保険金および遺族年金の受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときならびに保険契約者と死亡保険金および遺族年金の受取人が同一の場合で保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）で、その受取人が死亡保険金および遺族年金の一部の受取人であるときは、死亡保険金および遺族年金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金および遺族年金の受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない部分については第4項の規定を適用し、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を保険契約者に支払います。
7. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。ただし、この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金額を下回りません。

（満期保険金等の請求、支払時期および支払場所）

- 第11条 満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金を請求してください。
 3. 第2回以後の遺族年金の支払日である生存給付金等支払日が到来したときは、遺族年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 4. 満期保険金、死亡保険金または生存給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。この場合、会社が認めたときは、満期保険金、死亡保険金または生存給付金の受取人の口座（会社の指定した金融機関等の口座に限りします。）に払い込む方法により支払います。
 5. 遺族年金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日または生存給付金等支払日のいずれか遅い日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。この場合、会社が認めたときは、遺族年金の受取人の口座（会社の指定した金融機関等の口座に限りします。）に払い込む方法により支払います。
 6. 満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合で、保険契約の締結時から満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前2項の規定にかかわらず、満期保険金、死亡保険金または生存給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とし、遺族年金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日または生存給付金等支払日のいずれか遅い日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 第14条（死亡保険金等不法取得目的による無効）、第15条（詐欺による取消）または第17条（重大事由による解除）に該当する可能性がある場合
前号に定める事項、第17条第1項第3号(ア)から(ウ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被

保険者もしくは死亡保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金等の請求時までにおける事実

7. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合は、前3項の規定にかかわらず、満期保険金、死亡保険金または生存給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とし、遺族年金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日または生存給付金等支払日のいずれか遅い日から起算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

8. 前2項の規定を適用したときは、会社は、その旨を満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金を請求した者に通知します。

9. 第6項および第7項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金を支払いません。

（年金証書）

第12条 会社は、第1回の遺族年金を支払うときに、年金証書を作成して遺族年金受取人に交付します。

9. 会社の責任開始期および契約日

（会社の責任開始期および契約日）

第13条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
……一時払保険料を受け取った時
 - (2) 一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
……一時払保険料充当金を受け取った時
2. 前項の規定により、会社の責任が開始される日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とし、契約年齢ならびに保険期間および積立利率保証期間は、この日を基準として計算します。
3. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。
4. 前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。
- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者および被保険者の氏名または名称
 - (3) 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金の受取人の氏名または名称その他の受取人を特定するために必要な事項
 - (4) 保険契約の種類
 - (5) 保険期間
 - (6) 責任開始日
 - (7) 契約日
 - (8) 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金の支払額、基本保険金額ならびに一時払保険料
 - (9) 保険証券の作成年月日
5. 前2項に定める保険証券の交付は、保険契約の締結の際に限り行ないます。

10. 保険契約の無効および取消

（死亡保険金等不法取得目的による無効）

第14条 保険契約者が死亡保険金および遺族年金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金および遺族年金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（詐欺による取消）

第15条 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

11. 告知

（告知）

第16条 会社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約に関する書面による告知ならびに会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。

12. 保険契約の解除

（重大事由による解除）

第17条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。

(1) 保険契約者または死亡保険金および遺族年金の受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。以下本号において同じ。）および遺族年金を詐欺する目的または他人に死亡保険金および遺族年金を詐欺させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この保険契約の死亡保険金および遺族年金の請求に関し、死亡保険金および遺族年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人が、つぎの(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合

(ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 保険契約者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 会社の保険契約者、被保険者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2. 会社は、満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の支払事由が生じた後でも、保険契約（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが遺族年金受取人のみであり、その遺族年金受取人が遺族年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき遺族年金に対応する部分とします。）を解除することができます。

3. 前項の場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号(ア)から(オ)までに該

当したのが満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人のみであり、その満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人が満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の一部の受取人であるときは、満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金のうち、その受取人に支払われるべき満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、すでに満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金を支払っていたときは、満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の返還を請求します。

4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者（遺族年金の支払事由の発生以後については遺族年金受取人とします。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の解約返還金と同額の返還金（遺族年金の支払事由の発生以後については第21条（遺族年金の一括払）に準じた支払額とします。以下本条において同じ。）を保険契約者に支払います。
6. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の一部の受取人に対して第2項および第3項の規定を適用し満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

13. 解約および解約返還金

（解約）

第18条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向って、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。

（解約返還金）

第19条 解約返還金額は、請求に必要な書類（別表1）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（以下「解約返還金計算日」といいます。）の積立金額に基づき、別表2に定める算式により計算した金額とします。

2. 保険契約者は、解約返還金を請求するときは、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 解約返還金の支払時期および支払場所については、第11条（満期保険金等の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

14. 基本保険金額の減額

（基本保険金額の減額）

第20条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、会社の定める取扱範囲で、将来に向って、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 基本保険金額を減額したときは、減額後の基本保険金額に基づいて第7条（基本給付金額）の規定により基本給付金額を改めます。
4. 基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
5. 本条の規定により、基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

15. 遺族年金の一括払

（遺族年金の一括払）

- 第21条 遺族年金受取人は、遺族年金の支払事由の発生以後保険期間中の最後の生存給付金等支払日前に限り、将来の遺族年金の全部の支払にかえて、残余保険期間の未払遺族年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、請求に必要な書類（別表1）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（以下「一括払請求日」といいます。）における残余保険期間の未払遺族年金の現価に基づき別表3に定める算式により計算した金額とし、保険契約は遺族年金の一括払を行なったときに消滅します。
2. 遺族年金の一括払の支払時期および支払場所については、第11条（満期保険金等の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

16. 死亡保険金受取人による保険契約の存続

（死亡保険金受取人による保険契約の存続）

- 第22条 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下本条において同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力を生じます。
2. 前項の解約の通知があった場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力を生じるまでの間に、前項の解約の通知が会社に到着した日の解約返還金と同額の金額（以下「債権者等への支払金額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- （1）保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- （2）保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、死亡保険金受取人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、満期保険金、死亡保険金または生存給付金の支払事由が生じた場合で、会社が満期保険金、死亡保険金または生存給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を満期保険金、死亡保険金または生存給付金の受取人に支払います。
5. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、遺族年金の支払事由が生じた場合で、会社が遺族年金を支払うべきときは、遺族年金の支払事由が生じた日に遺族年金の一括払の請求があったものとし、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を遺族年金の受取人に支払います。

17. 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金の受取人

（満期保険金受取人等の変更）

- 第23条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、会社の定める取扱範囲で満期保険金および生存給付金の受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の通知が会社に到着したときは、満期保険金および生存給付金の受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の満期保険金および生存給付金の受取人に満期保険金または生存給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の満期保険金および生存給付金の受取人からその請求を受けても、会社は、満期保険金および生存給付金を支払いません。
5. 満期保険金および生存給付金の受取人が満期保険金または生存給付金の支払事由の発生以前に死亡したときは、保険契約者を満期保険金および生存給付金の受取人とします。

（遺言による満期保険金受取人等の変更）

- 第24条 遺言により、満期保険金および生存給付金の受取人を変更することはできません。

（死亡保険金受取人等の変更）

第25条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、会社の定める取扱範囲で死亡保険金および遺族年金の受取人を変更することができます。

2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の通知が会社に到着したときは、死亡保険金および遺族年金の受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の死亡保険金および遺族年金の受取人に死亡保険金または遺族年金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金および遺族年金の受取人からその請求を受けても、会社は、死亡保険金および遺族年金を支払いません。
5. 死亡保険金および遺族年金の受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金および遺族年金の受取人とします。
6. 前項の規定により死亡保険金および遺族年金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金および遺族年金の受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金および遺族年金の受取人を死亡保険金および遺族年金の受取人とします。
7. 前2項の規定により死亡保険金および遺族年金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
8. 遺族年金受取人が遺族年金の支払事由の発生後に死亡したときは、その法定相続人を遺族年金受取人とします。

（遺言による死亡保険金受取人等の変更）

第26条 前条の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、法律上有効な遺言により、死亡保険金および遺族年金の受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡保険金および遺族年金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項の規定による死亡保険金および遺族年金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

18. 保険契約者

（保険契約者の変更）

第27条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 前項の承継をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 保険契約者と遺族年金受取人が異なる場合、遺族年金受取人は、遺族年金の支払事由の発生時に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

（保険契約者の住所の変更）

第28条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

19. 保険契約者および満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人の代表者

（保険契約者および満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人の代表者）

第29条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

4. 満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。

20. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第30条 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第31条 保険契約申込書（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下本条において同じ。）に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

- （1）契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて基本給付金額を改めます。ただし、満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の支払事由該当後は、実際の年齢に基づいて基本給付金額を改め、すでに支払われた満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金に不足分があればその額を満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人に支払い、超過分があればその額の返還を請求します。

- （2）契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に準じて取り扱います。

21. 契約者配当金

（契約者配当金）

第32条 この保険契約には契約者配当金はありません。

22. 時効

（時効）

第33条 満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

23. 被保険者の業務、転居および旅行

（被保険者の業務、転居および旅行）

第34条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

24. 管轄裁判所

（管轄裁判所）

第35条 この保険契約における満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の請求に関する訴訟については、会社の本社または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人（満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

25. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

(死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則)

第36条 官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、請求に必要な書類（別表1）に加え、死亡退職金等の受給者が保険金の請求内容を了知していることがわかる書類も必要とします。この場合、保険契約者である団体が当該受給者本人であることを確認した書類を必要とします。なお、死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。

26. 介護年金支払移行特約を付加した場合の特則

(介護年金支払移行特約を付加した場合の特則)

第37条 この保険契約に介護年金支払移行特約を付加した場合には、特約介護年金に移行した部分について、第17条（重大事由による解除）の規定をつぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第1項第3号および第4号、第2項、第3項ならびに第6項の規定中、「満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人」とあるのは「特約介護年金受取人」と、「満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金」とあるのは「特約介護年金」と読み替えます。

(2) 第2項の規定中、「保険契約（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが遺族年金受取人のみであり、その遺族年金受取人が遺族年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき遺族年金に対応する部分とします。）」とあるのは「保険契約（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが特約介護年金受取人のみであり、その特約介護年金受取人が特約介護年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき特約介護年金に対応する部分とします。）」と読み替えます。

(3) 第4項の規定をつぎのとおり読み替えます。

「4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を特約介護年金受取人に通知します。ただし、特約介護年金受取人またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって特約介護年金受取人に通知できない場合には、被保険者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人に通知します。」

(4) 第5項の規定をつぎのとおり読み替えます。なお、特約介護年金の種類が終身介護年金のときは、会社が支払う返還金はありません。

「5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の特約介護年金の一括払に準じた支払額と同額の返還金を特約介護年金受取人に支払います。」

(5) 第6項の規定中、「解約返還金」とあるのは「特約介護年金の一括払に準じた支払額」と、「保険契約者」とあるのは「特約介護年金受取人」と読み替えます。なお、特約介護年金の種類が終身介護年金のときは、会社が支払う返還金はありません。

別表 1 請求書類

(1) 満期保険金、死亡保険金、生存給付金、遺族年金の請求書類

項 目		必 要 書 類
1	満期保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、満期保険金受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 満期保険金受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
2	死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
3	生存給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、生存給付金受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 生存給付金受取人の戸籍抄本 (4) 生存給付金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
4	遺族年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本 (3) 遺族年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
5	遺族年金の一括払	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本 (3) 遺族年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	解約返還金	(1) 会社所定の解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	死亡保険金受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
3	基本保険金額の減額	(1) 会社所定の基本保険金額の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	遺言による死亡保険金および遺族年金の受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
6	保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表2 解約返還金額

解約返還金額はつぎの算式によって計算される金額とします。

$$\begin{aligned} & \text{満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金額} \\ & + \text{生存給付金および遺族年金の支払のための積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \\ & - \text{基本保険金額} \times \text{会社の定める解約控除率} \end{aligned}$$

（注）市場価格調整率とは、つぎの算式により計算した率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + \text{会社の定める率}} \right]^{\text{調整年数}}$$

- ・積立金額は経過年月日数に基づき会社の定める方法により計算します。
- ・適用されている積立利率とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。
- ・解約返還金計算日の積立利率とは、つぎのとおりとします。

（1）通貨の種類が外貨の場合

解約返還金計算日を契約日とし、この保険契約と同一の通貨および保険契約の型（前厚型の場合は前厚回数を含みます。）が指定された新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、会社の定める方法により計算される、この保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。

（2）通貨の種類が円貨の場合

解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新が行なわれている場合は、直前の積立利率保証期間更新日）とみなした場合に、会社の定める方法により計算される、円貨でこの保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。

- ・会社の定める率とは、通貨の種類が外貨の場合は0.50%、円貨の場合は0.25%とします。
- ・調整年数とは、通貨の種類、保険期間、積立利率保証期間、保険契約の型（前厚型の場合は前厚回数を含みます。）、積立利率保証期間の残存年数および適用されている積立利率等に応じて会社の定める方法により計算した値とします。

別表3 遺族年金の一括払の支払額

遺族年金の一括払を行なった場合の支払額はつぎの算式によって計算した金額とします。

未払遺族年金の現価 × (1 - 市場価格調整率) - 基本保険金額 × 会社の定める解約控除率

(注) 市場価格調整率とは、つぎの算式により計算した率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{一括払請求日の積立利率} + \text{会社の定める率}} \right]^{\text{調整年数}}$$

- 適用されている積立利率とは、一括払請求日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。
- 一括払請求日の積立利率とは、つぎのとおりとします。

(1) 通貨の種類が外貨の場合

一括払請求日を契約日とし、この保険契約と同一の通貨および保険契約の型（前厚型の場合は前厚回数を含みます。）が指定された新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、会社の定める方法により計算される、この保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。

(2) 通貨の種類が円貨の場合

一括払請求日を契約日（積立利率保証期間の更新が行なわれている場合は、直前の積立利率保証期間更新日）とみなした場合に、会社の定める方法により計算される、円貨でこの保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。

- 会社の定める率とは、通貨の種類が外貨の場合は0.50%、円貨の場合は0.25%とします。
- 調整年数とは、通貨の種類、保険期間、積立利率保証期間、保険契約の型（前厚型の場合は前厚回数を含みます。）、積立利率保証期間の残存年数および適用されている積立利率等に応じて会社の定める方法により計算した値とします。

保険料円貨入金特約条項 目次

この特約の概要

第3条 積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則

第1条 特約の締結

第2条 特約の適用

保険料円貨入金特約条項

（この特約の概要）

この特約は、円貨により金銭を払い込み、その金額を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の適用）

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、保険契約者が円貨により払い込んだ金銭を外貨に換算し、主契約における外貨建の一時払保険料に充当します。
- (2) 前号の円貨により払い込まれる金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、円貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。また、その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下同じ。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。
- (4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前2号で換算した外貨建の一時払保険料と同額とします。
- (5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に円貨払込金額を記載します。

（積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則）

第3条 この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）、積立利率変動型終身保険（豪ドル建）または積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）に付加する場合には、前条第4号の規定は適用しません。

保険料外貨入金特約条項 目次

この特約の概要

第3条 積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に
付加する場合の特則

第1条 特約の締結

第2条 特約の適用

保険料外貨入金特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨と異なる外貨により金銭を払い込み、その金額を主契約における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の適用）

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）会社は、保険契約者が主契約における外貨と異なるつぎの（ア）から（イ）までのうち会社の定める取扱範囲のいずれかの外貨により払い込んだ金銭を主契約における外貨建の一時払保険料に換算し、充当します。

（ア）アメリカ合衆国通貨（米ドル）

（イ）欧州単一通貨（ユーロ）

（ウ）オーストラリア連邦通貨（豪ドル）

（エ）ニュージーランド通貨（ニュージーランドドル）

（2）前号の主契約における外貨と異なる外貨により払い込まれる金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。また、その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下同じ。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。

（3）前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する保険契約者が払い込む外貨の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を主契約における外貨の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレートを下回ることはありません。

（4）保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前2号で換算した主契約における外貨建の一時払保険料と同額とします。

（5）会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に外貨払込金額を記載します。

（積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則）

第3条 この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）、積立利率変動型終身保険（豪ドル建）または積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）に付加する場合には、前条第4号の規定は適用しません。

生存給付金等の円貨支払特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約の締結

第2条 生存給付金および遺族年金を支払う場合の取扱

第3条 満期保険金を支払う場合の取扱

第4条 特約の解約

第5条 特約の消滅とみなす場合

第6条 主約款の規定の準用

第7条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則

生存給付金等の円貨支払特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨建の生存給付金、遺族年金および満期保険金を円貨により支払う場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者（主契約の遺族年金の支払事由の発生以後は、遺族年金受取人とします。以下第4条（特約の解約）において同じ。）は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（生存給付金および遺族年金を支払う場合の取扱）

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、生存給付金および遺族年金を円貨により支払います。

2. 前項の場合、支払われる生存給付金または遺族年金ごとの生存給付金等支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて生存給付金または遺族年金を円貨に換算します。

3. 前項の会社所定の為替レートは、生存給付金等支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更有った場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（満期保険金を支払う場合の取扱）

第3条 この特約を主契約に付加した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、満期保険金を円貨により支払います。

2. 前項の場合、主契約の保険期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて満期保険金を円貨に換算します。

3. 前項の会社所定の為替レートは、主契約の保険期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更有った場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（特約の解約）

第4条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

第5条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（主約款の規定の準用）

第6条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第7条 主契約に介護年金支払移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、主契約の全部が特約介護年金に移行したときには、この特約は消滅したものとみなします。

円貨支払特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の適用
- 第2条 年金を支払う場合の取扱
- 第3条 死亡給付金等を支払う場合の取扱
- 第4条 年金原資額の一部支払および第2保険期間移行日における積立金額の一部支払の場合の取扱
- 第5条 解約返還金を支払う場合の取扱
- 第6条 繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱
- 第7条 更新時差額返還金を支払う場合の取扱
- 第8条 その他の返還金を支払う場合の取扱
- 第9条 主約款の規定の準用
- 第10条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付けられている場合の特則

- 第11条 主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則
- 第12条 通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則
- 第13条 年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
- 第14条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付けられている場合の特則
- 第15条 主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約が付けられている場合の特則
- 第16条 生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
- 第17条 予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則
- 第18条 主契約に介護年金支払移行特約が付けられている場合の特則

円貨支払特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金または死亡保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）および解約返還金等を円貨により支払う場合の取扱について定めたものです。

（特約の適用）

第1条 この特約は、主契約および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金等および解約返還金等を円貨により支払う場合に適用します。

（年金を支払う場合の取扱）

- 第2条 第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。
2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額は、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額を円貨に換算した金額（以下「円換算年金原資額」といいます。）をもとに、年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。
3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
4. つぎの各号の場合には、年金の支払を行わず、円換算年金原資額を保険契約者に支払います。
- （1）第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。
 - （2）年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が円換算年金

原資額に満たないとき。

5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

（死亡給付金等を支払う場合の取扱）

- 第3条 死亡給付金等の請求に際して、死亡給付金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡給付金等を円貨により支払います。
2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡給付金等を円貨に換算します。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金原資額の一時支払および第2保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱）

- 第4条 年金支払開始日における年金原資額の一時的支払または第2保険期間移行日における積立金額の一時的支払の請求に際して、主約款においてこれらの請求ができる者として定められている者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金原資額または第2保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨により支払います。
2. 前項の場合、年金支払開始日もしくは第2保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額または第2保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨に換算します。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日もしくは第2保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（解約返還金を支払う場合の取扱）

- 第5条 主契約の解約または基本保険金額の減額の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）を円貨により支払います。
2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて解約返還金を円貨に換算します。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱）

- 第6条 繰上げ年金開始による第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。
2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額は、繰上げ後の年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて繰上げ後の年金支払開始日の前日における解約返還金額を円貨に換算した金額（以下「繰上げ年金開始時の円換算年金原資額」といいます。）をもとに、繰上げ後の年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、繰上げ後の年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

4. つぎの各号の場合には、繰上げ年金開始は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(1) 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。

(2) 年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が繰上げ年金開始時の円換算年金原資額に満たないとき。

5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、繰上げ年金開始時の円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

(更新時差額返還金を支払う場合の取扱)

第7条 主約款の規定により積み立てられている更新時差額返還金の請求に際して、保険契約者(死亡保険金とともに支払われる場合については死亡保険金受取人とします。)から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、更新時差額返還金を円貨により支払います。

2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて更新時差額返還金を円貨に換算します。

3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(その他の返還金を支払う場合の取扱)

第8条 主約款の規定により、積立金その他の返還金(以下「その他の返還金」といいます。)を払い戻す場合に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、その他の返還金を円貨により支払います。

2. 前項の場合、その支払日における会社所定の為替レートを用いてその他の返還金を円貨に換算します。

3. 前項の会社所定の為替レートは、その他の返還金の支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(主約款の規定の準用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則)

第10条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。

(2) 前号の場合、死亡給付金等の年金払特約条項第2条(特約年金の支払)第2項の規定にかかわらず、特約年金額は、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下第4号において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等を円貨に換算した金額(以下「円換算死亡給付金額等」といいます。)をもとに、第1回の特約年金の支払日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、主契約の死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。

(3) 前号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、円換算死亡給付金額等(特約年金受取人が2人以上であるときは、円換算死亡給付金額等のうちその特約年金を受け取るべき特約年金受取人に対応する金額とします。)を一時に支払います。この場合、死亡給付金等の年金払特約(特約年金受取人が2人以上であるときは、当該特約年金受取人に対応する部分とします。)は、消滅します。

(4) 第2号の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

2. この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）もしくは年金原資保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金があるときには、前項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款または特約条項の規定に定めるその定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、前項の規定を適用します。
3. この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由が生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額に特約条項の規定に定めるその未払分割払金の現価の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
 - (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から特約条項の規定に定めるその分割払金額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
4. この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
 - (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款の規定に定めるその更新時差額返還金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）

第11条 主契約に運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約とあわせてこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。
- (2) 前号の場合、運用期間中年金支払移行特約条項第3条（特約年金額の計算）または年金支払移行特約条項第3条（特約年金額の計算）の規定にかかわらず、特約年金額は、特約年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて特約年金原資額を円貨に換算した金額（以下「円換算特約年金原資額」といいます。）をもとに、特約年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、特約年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (4) つぎの(ア)および(イ)の場合には、この特約の適用は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
 - (ア) 第2号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないとき。
 - (イ) 年金支払期間中に支払われるべき円貨の特約年金の合計額が円換算特約年金原資額に満たないとき。

（通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則）

第12条 この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

2. この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号の

とおり取り扱います。

(1) 年金（支払額が死亡時保証金額である場合に限り。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(2) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨により支払います。この場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨に換算します。

(イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第13条 この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は適用しません。

2. この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価である場合に限り。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

3. この特約を運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約が付加されている年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）にあわせて付加した場合には、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価である場合に限り。）の支払の請求または特約年金の一括払の請求について、前項の規定を準用します。

（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）

第14条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）第1項、第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項、第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）第1項および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は、「主約款」を「主約款および定額

終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用し、第5条（解約返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「基本保険金額」を「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額」と、「主約款」とあるのは「主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条の規定により第11条の規定は適用しません。

（主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約が付加されている場合の特則）

第15条 主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約が付加されている場合には、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）および第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）の規定は適用しません。

（生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第16条 この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

2. この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 遺族年金の一括払の請求に際して、遺族年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則）

第17条 この特約を予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により、死亡保険金を支払う際に死亡保険金とともに死亡保険金受取人に払い戻される返還金について、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(2) 第5条（解約返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「基本保険金額の減額」を「保険料の減額もしくは第2保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(3) 前条までに定めるほか、保険契約の失効による返還金について、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約の失効による返還金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、当該返還金を円貨により支払います。

(イ) 前(ア)の場合、主約款の規定により保険契約が効力を失った日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて当該返還金を円貨に換算します。

(ウ) 前(イ)の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(4) この特約を保険料円貨払込特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、第2号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、「基本保険金額の減額」を「保険料もしくは保険料円貨払込金額の減額もしくは第2保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(5) この特約を年金支払移行特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約

返還金型)にあわせて付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (ア) 第8条(その他の返還金を支払う場合の取扱)第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または年金支払移行特約(平準払用)条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約年金受取人」と読み替えて適用します。
- (イ) 前条までに定めるほか、特約年金(支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価または死亡時保証金額である場合に限り、)の支払の請求または特約年金の一括払の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。
- (ウ) 前(イ)の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。))における会社所定の為替レートを用いて、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。
- (エ) 前(ウ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則)

第18条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約介護年金の請求に際して、特約介護年金受取人(特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。)から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約介護年金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 特約介護年金額の計算においては、第11条(主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則)第2号および同条第3号の規定を準用します。
 - (イ) 前(ア)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額に満たない場合には、この特約の適用は行ないません。この場合、会社は、その旨を特約介護年金受取人に書面によって通知します。
 - (ウ) 前(ア)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算特約介護年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を特約介護年金受取人に支払います。
- (2) 第1回の特約介護年金の請求後、特約介護年金(支払額が残余保証期間の未払特約介護年金の現価または死亡時保証金額である場合に限り、)の支払の請求または特約介護年金の一括払の請求に際して、特約介護年金受取人(特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。)から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余保証期間の未払特約介護年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約介護年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、前条第5号の規定を準用します。
- (3) 第8条(その他の返還金を支払う場合の取扱)第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または介護年金支払移行特約条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人(特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。))」と読み替えて適用します。
- (4) 介護年金支払移行特約とあわせて主契約に定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 第1号および第2号の規定は、「主約款」を「主約款または定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)条項」と読み替えて適用します。
 - (イ) 第14条(主契約に定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)が付加されている場合の特則)第1項および前号の規定にかかわらず、第8条第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)条項もしくは介護年金支払移行特約条項の規定」と、「主約款の通貨」を「主約款または定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)条項の通貨」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人(特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なう

ことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。)」と読み替えて適用します。

[illegible]

金融商品取引法における投資家区分について

1 一般投資家へ移行可能な「特定投資家」のお客さまへ

- 保険業法第 300 条の 2 において準用される金融商品取引法第 34 条の 2 の規定により、「特定投資家」のお客さまは、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま（以下、「一般投資家」といいます。）」としてお取り扱いするようにお申し出いただくことができます。
- お手続き方法や特定投資家制度の詳細の説明を希望される場合は当社の下記照会先にお問い合わせください。当社よりご案内させていただきます。

【ご注意ください】

- お客さまを「特定投資家」としてお取り扱いする際は、つぎに掲げる法令規定が適用されません。

- | |
|---|
| ①保険業法第 300 条の 2 において準用される金融商品取引法第 45 条各号に掲げるつぎの規定
ア．広告等の規制
イ．適合性原則に基づく保険募集
ウ．契約締結前の書面の交付、契約締結時の書面の交付
②金融商品販売法第 3 条第 1 項の規定（重要事項説明義務）およびこれに係る同法の損害賠償責任にかかる規定 |
|---|

- ただし、当社の募集代理店を介して特定保険契約をお申し込みいただく場合、当社の生命保険契約に関しては「特定投資家」としてのお取り扱いと「一般投資家」としてのお取り扱いとで、保険契約のお申込みのお手続きなどに相違はございません。（「特定投資家」に対しても「一般投資家」と同様の商品説明などをさせていただきます。）

2 特定投資家へ移行可能な「一般投資家」のお客さまへ

- 保険業法第 300 条の 2 において準用される金融商品取引法第 34 条の 3 および第 34 条の 4 の規定により、「一般投資家」のお客さまは、当社に対して「特定投資家」としてお取り扱いするようお申し出いただくことができます。ご希望の場合は、当社の下記照会先にお問い合わせください。当社よりご案内させていただきます。ただし、当社の募集代理店から特定保険契約をお申し込みいただく場合、「一般投資家」と同様の商品説明などをさせていただきます。

【ご参考 - 特定投資家制度】

以下の特定投資家制度の詳細については、当社の下記照会先にお問い合わせください。

特定投資家		一般投資家	
一般投資家への移行不可	一般投資家への移行可能 （※ 1）	特定投資家への移行可能	特定投資家への移行不可
・国 ・日本銀行 ・適格機関投資家	・金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 ・資本金 5 億円以上と見込まれる株式会社 ・その他「金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令」第 23 条に掲げる者	・地方公共団体 ・特定投資家に該当しない法人 ・個人（以下の要件を全て充足（※ 2）） <承諾日において> ①純資産額 3 億円以上の見込み ②投資性のある金融資産 3 億円以上の見込み ③最初の特定保険契約締結から 1 年以上経過 など	・左記に該当しない個人

※ 1 金融商品取引法第 2 条第 31 項第 4 号に規定する特定投資家

※ 2 個人のお客さまについては、上に掲げる移行要件にすべて該当していることに加え、お客さま保護の観点から、お客さまにお客さまの知識や投資経験などについてご質問をさせていただき、お客さまからの移行のお申出をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-876-126

営業時間 9:00~17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

生命保険のご契約に関する苦情・ご相談についてはお客さまサービスセンターへご連絡ください。
＜お客さまサービスセンター フリーダイヤル：0120-876-126＞

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

説明事項ご確認のお願い

この「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずお読みいただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

	しおりのページ
■ クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）	7
■ 商品のしくみ	13
■ 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金を・・・ お支払いできない場合	23
■ 告知	25
■ ご契約の成立と保障の責任開始期	25
■ 解約と解約返還金	26

特に上記の項目については、ぜひご理解いただきたいことがらですので、ご不明な点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター

ご契約の照会につきましては

フリーダイヤル **0120-876-126**

【営業時間／9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）】

お客さまサービスセンターへのお電話は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から録音をさせていただいております。あらかじめご了承ください。

[募集代理店]

[受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1
大崎ウィズタワー

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

0120-876-126

営業時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

'20年4月版